



平成24年度 第4回 高松市景観審議会 資料

～ 高松市屋外広告物条例の改正に向けて ～

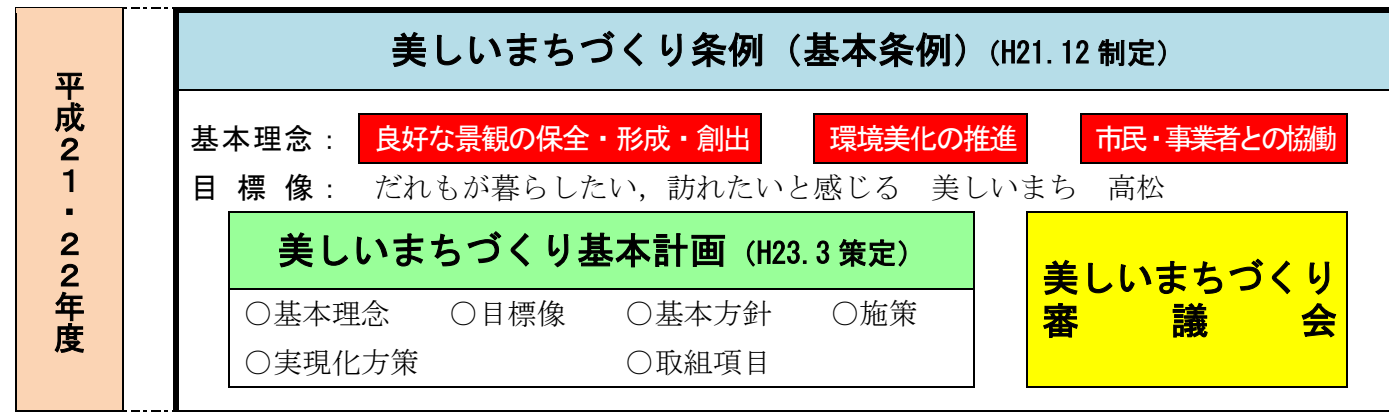
		目 次	
第1章	高松市屋外広告物条例の改正の位置づけ	1	5
第2章	高松市屋外広告物条例の改正フロー	1	6
第3章	現行の高松市屋外広告物条例の規制・誘導内容等	2	7
1	屋外広告物の表示・設置に関する規制内容	2	8
2	屋外広告物の表示・設置状況	3	9
3	現行の屋外広告物条例における課題	4	10
第4章	高松市の土地利用規制状況（都市計画制度）	5	第7章
第5章	条例改正に向けた規制・誘導の基本的な考え方（素案）	7	屋外広告物の適正化に向けた取組
第6章	具体的な規制・誘導内容（案）（参考意見等を反映）	9	1
1	規制対象地域・規制区分の見直し	9	既存不適格広告物改修等補助制度の創設
2	交差点規制の見直し	11	2
3	色彩基準の導入	13	是正指導事務の見直し
4	栗林公園からの眺望景観の保全	15	3
			継続的な周知啓発
			4
			表彰制度（美しいまちづくり賞）
			5
			屋外広告物デザインガイドライン（仮称）の策定
			24
			第8章
			今後のスケジュール（案）
			25

平成25年1月29日(火)

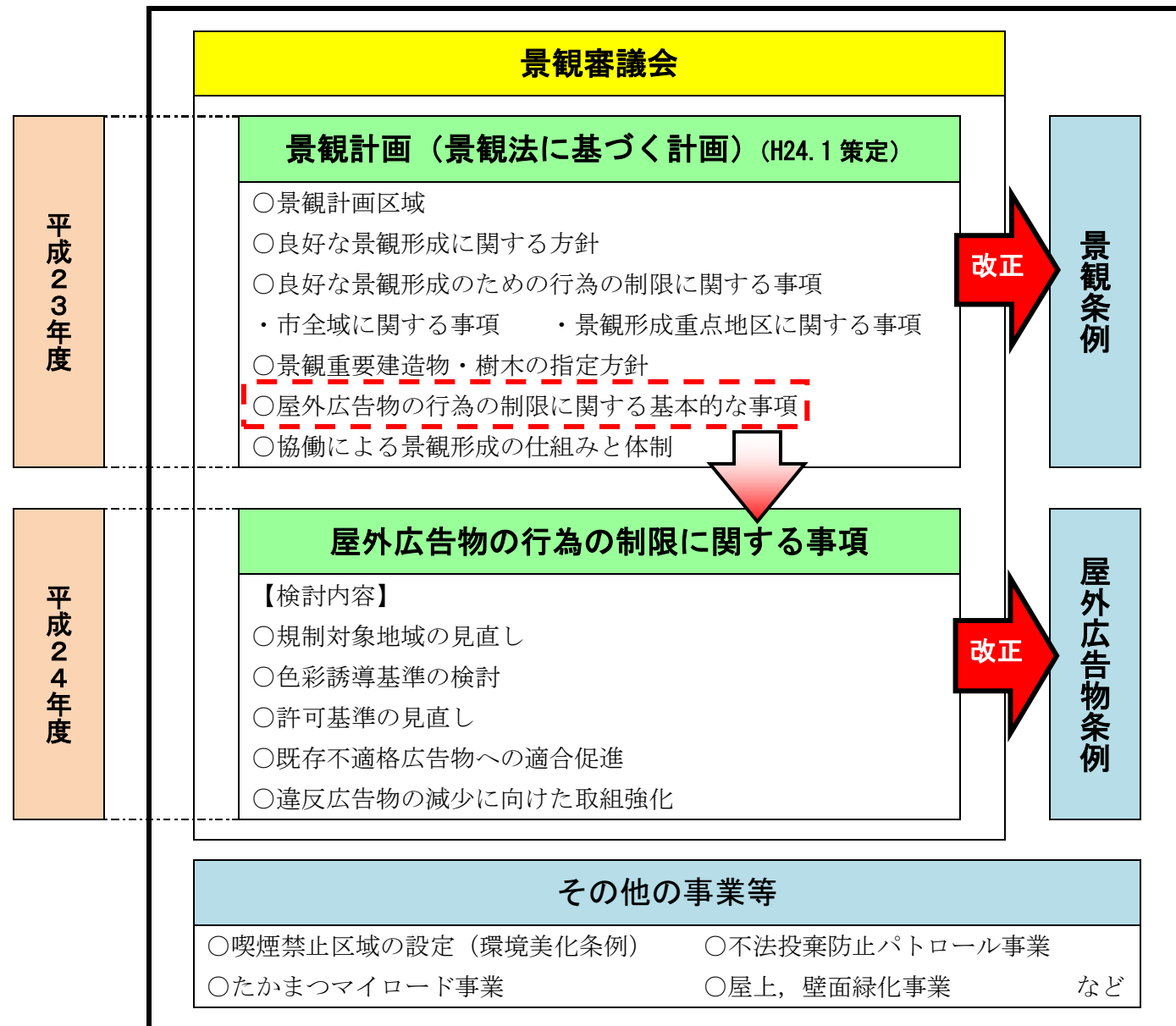
高 松 市

第1章 高松市屋外広告物条例の改正の位置づけ

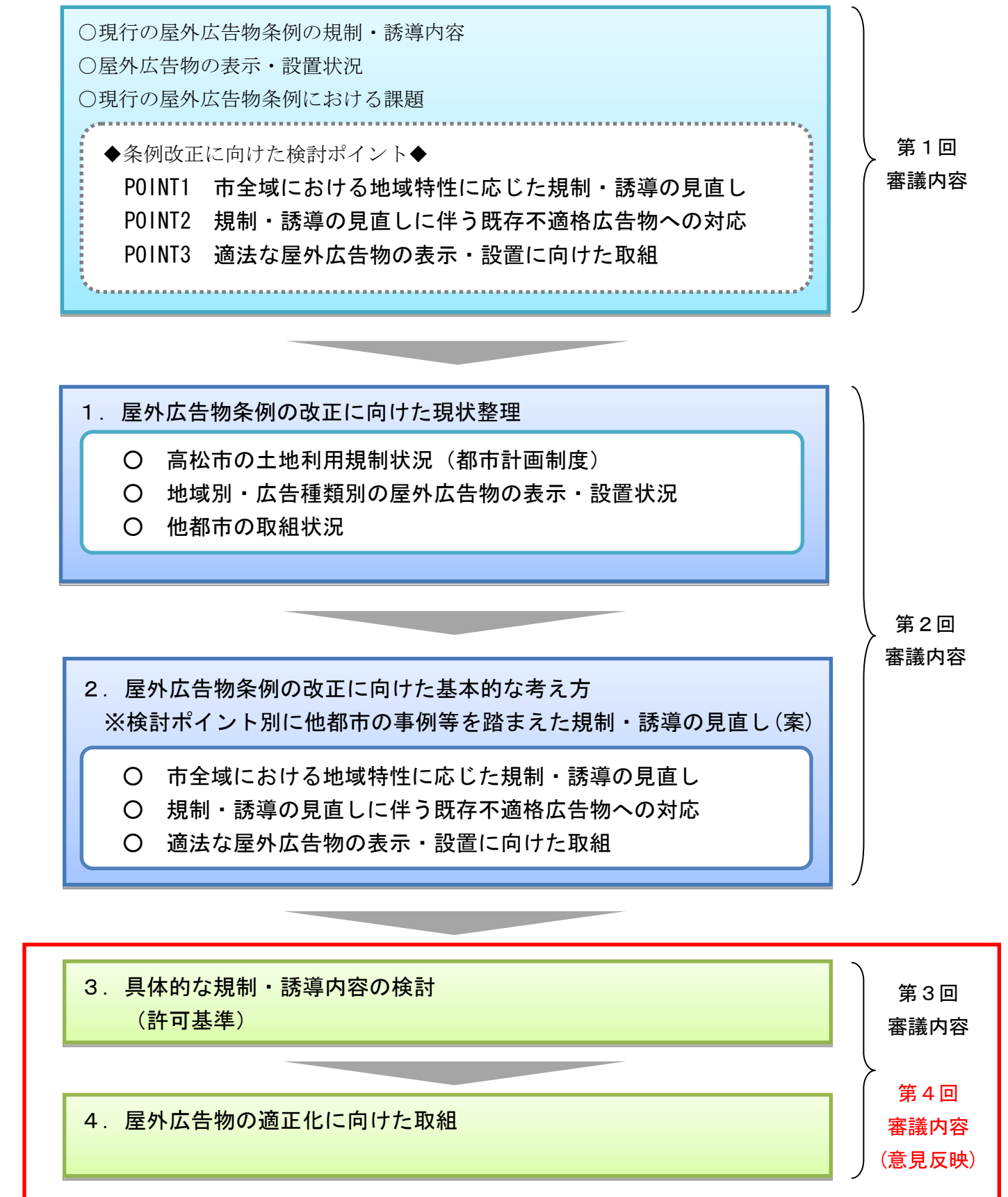
■美しいまちづくり条例に基づく施策体系図について



▼ 基本計画に定める目標を推進するための方策 ▼



第2章 高松市屋外広告物条例の改正フロー



第3章 現行の高松市屋外広告物条例の規制・誘導内容等（第1回審議会資料抜粋）

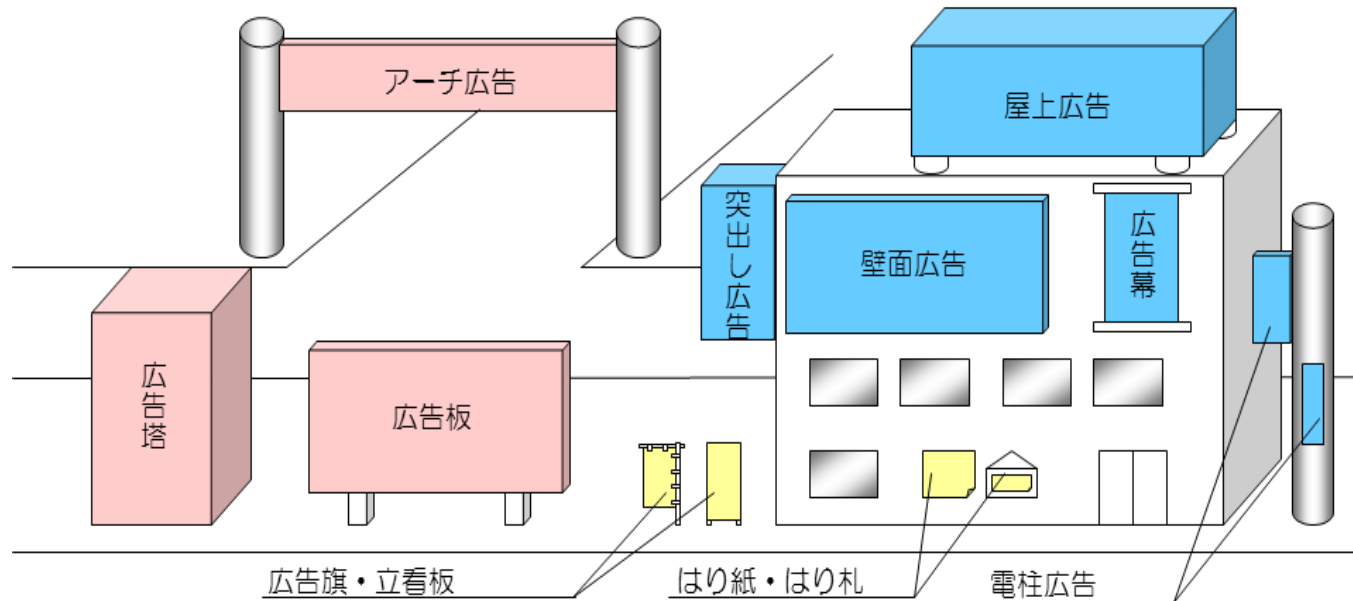
1 屋外広告物の表示・設置に関する規制内容

(1) 規制対象地域

区分	区分内容
許可地域	<input type="checkbox"/> 第1種許可地域 <input type="checkbox"/> 第2種許可地域 <input type="checkbox"/> 第3種許可地域
禁止地域	<input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 文化財保護法により指定された地域 等

(2) 規制対象物件

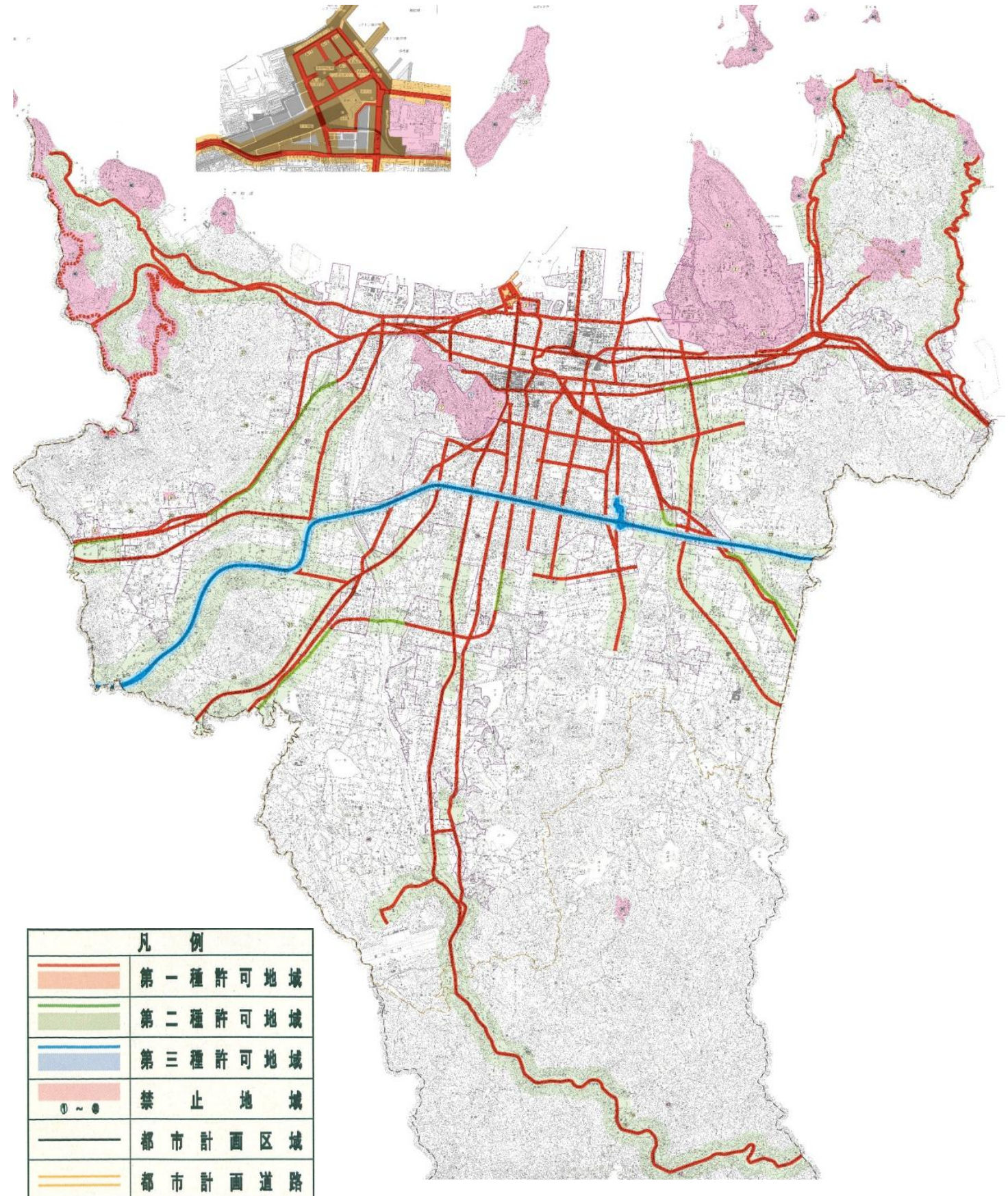
区分	区分内容
野立広告物	<input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> アーチ広告
建築物等 建利用広告物	<input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出し広告 <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> 電柱広告
簡易広告物	<input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札 <input type="checkbox"/> 広告旗



(3) 規制区分

区分	区分内容
自家用広告物	自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物
一般広告物	自家用広告物以外の広告物

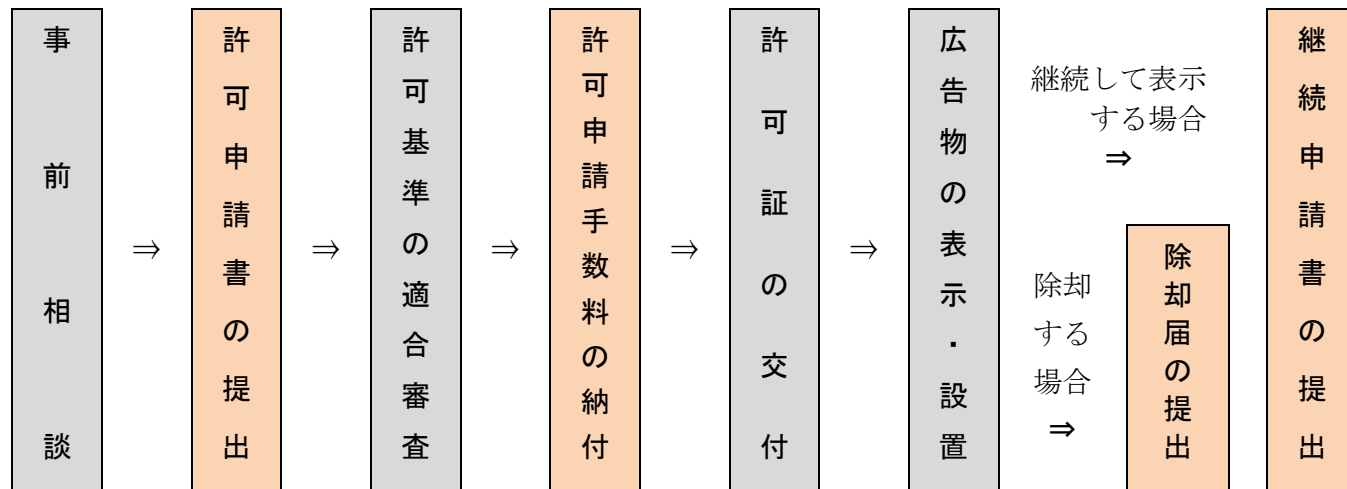
■規制図



(4) 許可申請の手続き

規制対象地域内において、屋外広告物を表示・設置する場合（適用除外を除く。）には、事前に『許可申請書』を提出していただき、許可基準への適合審査、許可申請手数料の納付を確認の上、許可証を交付しています。

■申請手続きの流れ



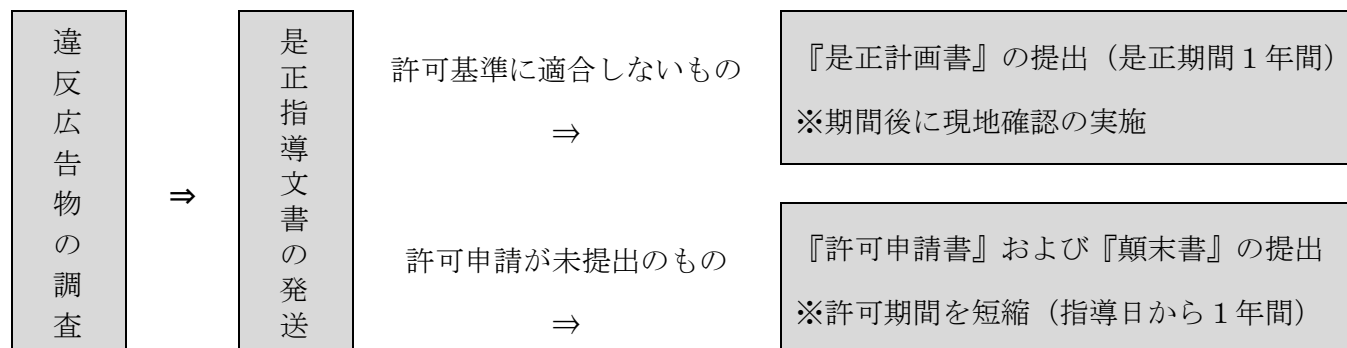
(5) 許可期間

対象物件	許可期間
<input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> はり紙 <input type="checkbox"/> はり札 <input type="checkbox"/> 広告旗	60日以内
<input type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input type="checkbox"/> アーチ広告 <input type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> 壁面広告 <input type="checkbox"/> 突出し広告 <input type="checkbox"/> 電柱広告	3年以内

(6) 違反広告物の減少に向けた取組（是正指導）

市全域を対象に、定期的なパトロールを実施することにより、許可基準に不適合や許可申請が未提出の「違反広告物」を調査し、その「広告主」や「施工業者」に対して、文書や電話での是正指導を行っています。

■是正指導の流れ



2 屋外広告物の表示・設置状況

(1) 市全域における屋外広告物の設置状況について

区分	全体		自家用広告物		一般広告物	
	件数	%	件数	%	件数	%
市全域	35,070	100.00	31,820	90.73	3,250	9.27
規制地域内	17,150	48.90	15,040	42.89	2,110	6.01
規制地域外	17,920	51.10	16,780	47.84	1,140	3.26

※電柱広告および簡易広告物は除く。

(2) 規制地域内における屋外広告物の設置状況について

■規制地域内の屋外広告物の表示・設置状況（全体）

区分	全体		自家用広告物		一般広告物	
	件数	%	件数	%	件数	%
規制地域内	17,150	100.00	15,040	87.70	2,110	12.30
許可済	1,290	7.53	700	4.09	590	3.44
既存不適	220	1.28	140	0.82	80	0.46
違反広告	2,880	16.79	1,360	7.93	1,520	8.86
適用除外	12,980	75.68	12,980	75.68		

■規制地域内の屋外広告物の表示・設置状況（許可地域・禁止地域別）

区分	全体		自家用広告物		一般広告物	
	件数	%	件数	%	件数	%
規制地域内	17,150	100.00	15,040	87.70	2,110	12.30
許可地域	16,500	96.21	14,480	84.43	2,020	11.78
許可済	1,270	7.41	680	3.97	590	3.44
既存不適	210	1.22	130	0.76	80	0.46
違反広告	2,710	15.80	1,280	7.46	1,430	8.34
適用除外	12,520	73.00	12,520	73.00		
禁止地域	650	3.79	560	3.27	90	0.52
許可済	20	0.12	20	0.12		
既存不適	10	0.06	10	0.06		
違反広告	170	0.99	80	0.47	90	0.52
適用除外	460	2.68	460	2.68		

3 現行の屋外広告物条例における課題(検討ポイント)

POINT 1 市全域における地域特性に応じた規制・誘導の見直し (規制地域の拡大, 許可基準の見直し, 色彩基準の導入)

(1) 市全域における屋外広告物の規制・誘導

① 規制対象地域外における屋外広告物の規制

現行の高松市屋外広告物条例の規制対象地域は、高松自動車道を初めとする主要な幹線道路沿線や鉄道沿線、風致地区、文化財保護法により指定された地域、国立公園等に指定された地域等を対象としており、それ以外の地域は、規制適用の対象外としています。

今後、景観施策の指針である「美しいまちづくり基本計画」に定める目標の実現に向け、規制対象地域を見直し、建築物等と一体的に規制・誘導を図る必要があります。

② 禁止地域における一般広告物の取扱

現行の高松市屋外広告物条例において、風致地区や文化財保護法により指定された地域等については、禁止地域に指定し、一般広告物を表示・設置することができません。

しかし、禁止地域内における違反広告物（一般広告物）が数多く見受けられることから、その取扱について検討する必要があります。

(2) 地域特性に応じた許可基準の設定

① 都市計画制度に連携した許可基準の検討

現行の許可基準については、主要幹線道路の沿線等を基本に、第1種～第3種の許可地域および禁止地域を設定し、屋外広告物の規制・誘導を行っています。

景観計画において、その土地利用に応じた届出対象規模や景観形成基準を設定するなど、地域の景観特性に配慮したまちづくりを推進することとしており、屋外広告物についても、建築物の高さなどの都市計画制度と連携した許可基準を設定する必要があります。

② 屋外広告物に色彩基準の導入

現行の高松市屋外広告物条例では、屋外広告物の表示内容である色彩や意匠等については、個人の主観により感じ方がそれぞれ異なることから、許可基準を設定せず、規制適用の対象外としておりますが、その地域の景観に大きく影響を及ぼす色彩を用いた屋外広告物も数多く見受けられます。

景観計画においては、一定規模以上の建築行為については、採用できる建物の基調色の範囲を導入するなど、マンセル表色系による色彩基準を定め、その地域の景観特性に配慮したまちづくりを推進することとしており、屋外広告物についても、色彩基準の導入を検討する必要があります。

POINT 2 規制・誘導の見直しに伴う既存不適格広告物への対応 (適合促進に向けた補助制度等の検討)

(3) 既存不適格広告物への対応

県条例において、表示・設置されていた広告物については、許可基準の見直しにより、その一部が「既存不適格広告物」としての取扱いとなっており、現行条例への適合が課題となっています。

今後、屋外広告物の規制対象地域や許可基準の見直しにより、新たな「既存不適格広告物」としての取扱いとなることが想定されることから、許可基準への適合促進に向け、屋外広告物の改修に対する補助制度の創設等を検討する必要があります。

POINT 3 適法な屋外広告物の表示・設置に向けた取組 (申請手続きの見直し, 違反者への厳格な対応)

(4) 違反広告物の減少に向けた取組

① 許可申請と相違のある屋外広告物への対応

現行の高松市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を表示・設置する前に、許可申請書の提出を義務づけ、その審査後に、許可証を交付していますが、近年、職員によるパトロール時に、許可申請書に記載している表示内容や面積、高さや相違のある屋外広告物が見受けられます。

必要に応じて、許可の取消しを行うとともに、広告主および施工業者への是正指導を行っています。が、今後、建築行為と同様に完了届の提出を義務付けるなど、その実行性を担保する必要があります。

② 違反広告物に対する是正指導事務の見直し

定期的なパトロール等により、許可基準に不適合や許可申請が未提出の「違反広告物」を調査し、その「広告主」や「施工業者」に対して、文書や電話での是正指導を行っています。

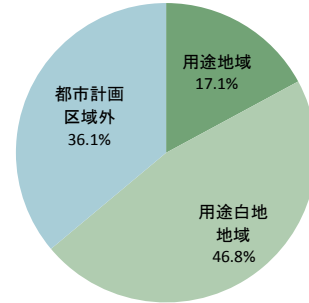
これまでの是正指導では、「広告主」が屋外広告物条例に違反していることを知らないものが多く見受けられるとともに、是正指導に従わない「施工業者」も見受けられます。

今後、適法な屋外広告物の表示・設置に向け、厳格な是正指導を実施するための、是正指導マニュアル等の策定を検討する必要があります。

第4章 高松市の土地利用規制状況（都市計画制度）

本市では、行政面積37,514haの約64%（23,980ha）を都市計画区域に指定していますが、このうち用途地域（約6,427ha）については、良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途や建ぺい率、容積率、高さなどの形態を規制・誘導するための基準を定めています。

また、郊外部の用途白地地域（約17,553ha）のうち、約83%（14,493ha）については、特定の用途の建築物を規制する特定用途制限地域を指定しています。



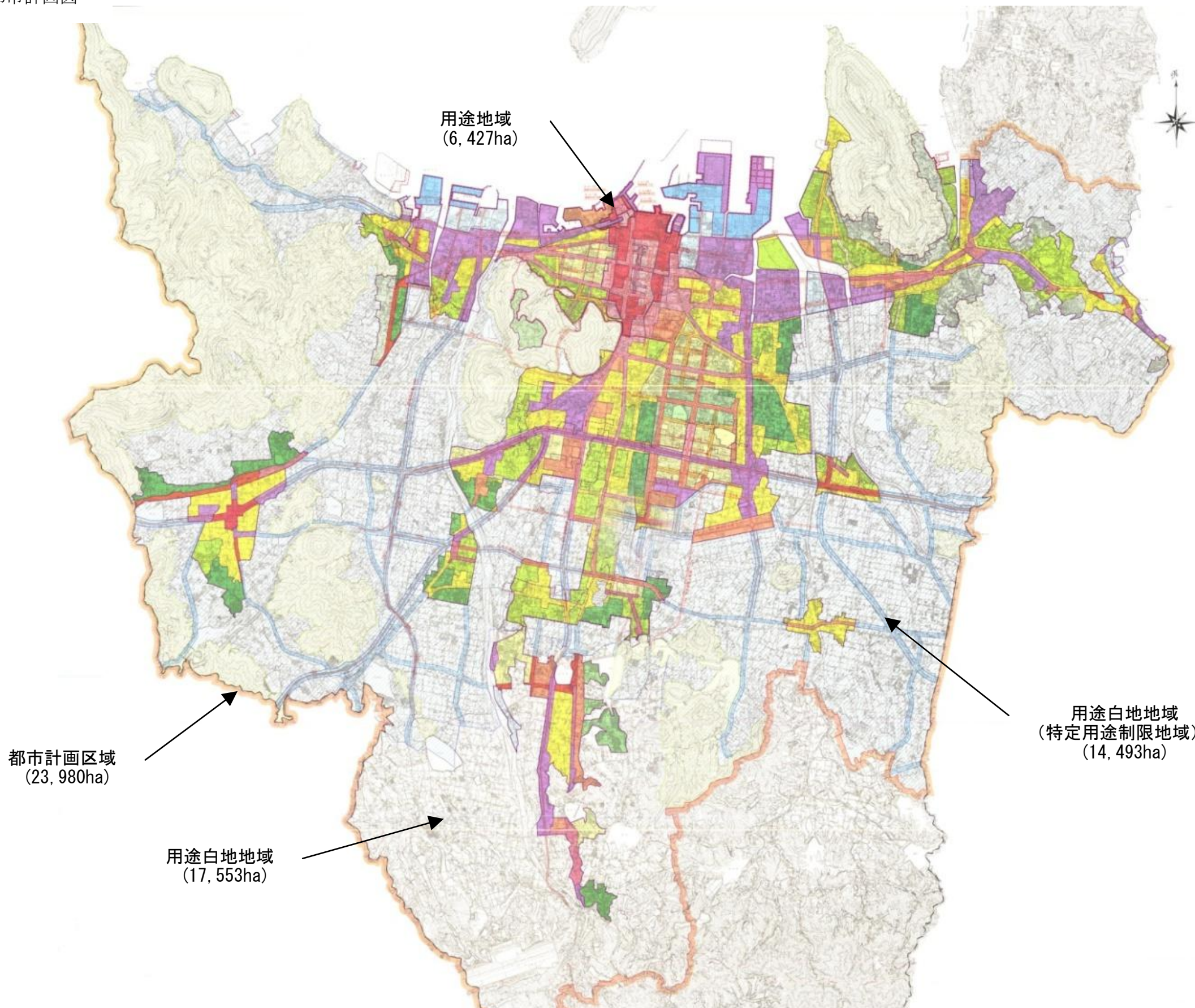
区 分	面積		建築物の規制内容		資料区分
	(ha)	%	高さ	建蔽/容積率	
市全域	37,514	100.0			
都市計画区域	23,980	63.9			
用途地域	6,427	17.1			
商業地域	265	0.7	-	80/600	商業系
近隣商業地域	432	1.2	-	80/300	商業系
工業専用地域	156	0.4	-	60/200	工業系
工業地域	191	0.5	-	60/200	工業系
準工業地域	1,134	3.0	-	60/200	工業系
第一種住居地域	1,300	3.4	-	60/200	住居系
第二種住居地域	438	1.2	-	60/200	住居系
準住居地域	94	0.3	-	60/200	住居系
第一種中高層住居専用地域	941	2.5	-	60/200	住居専用系
第二種中高層住居専用地域	440	1.2	-	60/200	住居専用系
第一種低層住居専用地域	887	2.4	10m	60/100	住居専用系
第二種低層住居専用地域	149	0.4	10m	60/100	住居専用系
用途白地地域	17,553	46.8			
用途白地地域	3,060	8.2	-	70/200	用途白地
特定用途制限地域(幹線沿道)	950	2.5	12m	60/200	用途白地
特定用途制限地域(一般・環境保全)	13,543	36.1	10m	60/100	用途白地
都市計画区域外	13,534	36.1	-	-	都計外

※建築物の規制内容については、代表的な基準を記載。

■用途地域のイメージ

第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所を兼ねた住宅や小中学校などが建てられます。	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。	中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます。
第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域
住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられません。	主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックスなどは建てられます。	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。	近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。
商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。	主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。	主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。	専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

■都市計画図



種 類		記 号
都市計画区域界		
用途地域	第一種低層住居専用地域	
	第二種低層住居専用地域	
	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	
	準住居地域	
	近隣商業地域	
	商業地域	
準工業地域および特別用途地区 (大規模集客施設制限地区)		
工業地域		
工業専用地域		
特定用途制限地域	幹線沿道型	幅50m
		幅30m
	幹線沿道型以外	環境保全
		上記以外

都市計画制度に基づき、良好な市街地景観の形成を目的に、地区別に建築できる建築物の用途や高さ等の制限を設けており、**郊外部に行くほど、大規模な建築物を建築することはできなくなっています。**

第5章 条例改正に向けた規制・誘導の基本的な考え方（素案）

ポイント1 市全域における地域特性に応じた規制・誘導の見直し

現行の規制・誘導内容

- 【規制地域】 主要道路沿線等
- 【許可地域】 主要道路沿線
- 【禁止地域】 文化財保護地域等
- 【規制区分】 自家用広告物, 一般広告物
- 【規制内容】 高さ, 表示面積, 設置位置
- 【許可基準】 道路別に設定 (第1種~第3種)

改正課題等

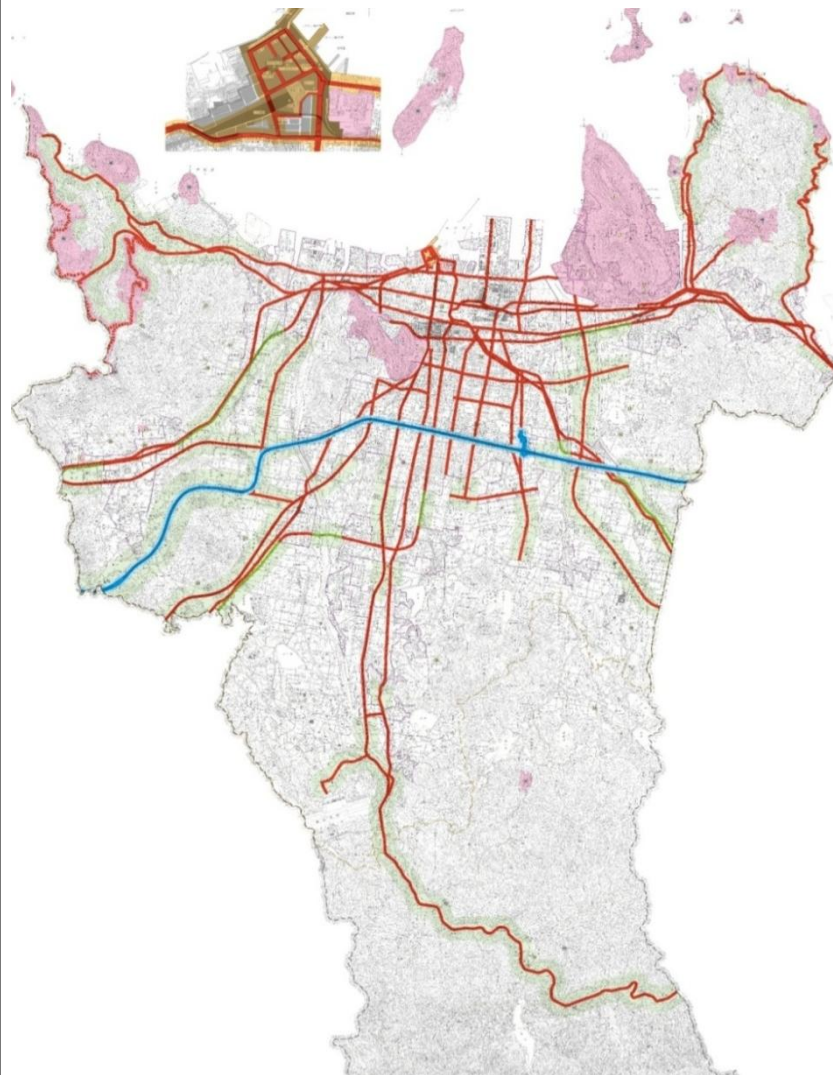
- 1 規制対象地域外における屋外広告物の規制
- 2 禁止地域における一般広告物の取扱
- 3 都市計画制度に連携した許可基準の検討
- 4 屋外広告物に色彩基準の導入

改正内容(案)

- 【規制地域】 **市全域**
- 【許可地域】 **地域別に設定 (都市計画制度と連動)**
- 【禁止地域】 文化財保護地域等, **主要交差点**
- 【規制区分】 自家用広告物, **一般広告物 (案内用, その他)**
- 【規制内容】 高さ, 表示面積, 設置位置, **色彩 (一部)**
- 【許可基準】 **地域別に設定 (都市計画制度と連動)**

改正内容(案)イメージ

◆現行の屋外広告物規制図

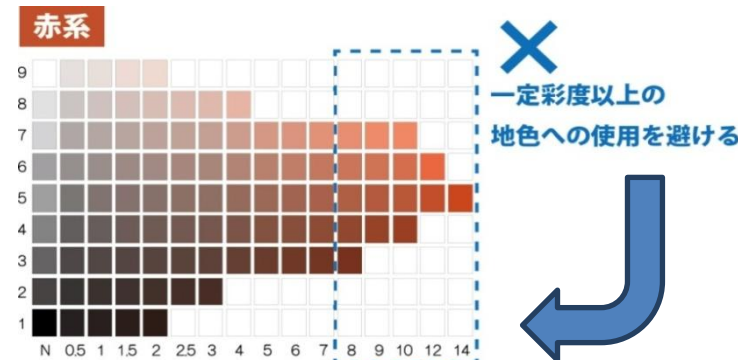


地域区分	規制区分		色彩基準
	自家用 広告物	一般 広告物	
第1種許可地域	○	○	—
第2種許可地域	○	○	—
第3種許可地域	○	○	—
禁止地域	○	×	—
規制対象地域外	—	—	—

市全域を対象に
土地利用状況 (都市計画制度等) に
応じた規制・誘導の実施

規制	地域区分		規制区分			色彩基準
			自家用 広告物	一般広告物		
	用途 地域	(案内用)		(その他)		
ゆるやか ↑ ↓ きびしい	都市 計画 区 域	商業系地域	○	○	○	—
		工業系地域	○	○	○	—
		住居系地域	○	○	○	—
		住居専用系地域	○	○	○	—
		用途白地地域	○	○	○	導入 検 討 (※1)
		都市計画区域外	○	○	○	
		景観形成重点地区	○	○	○	
		禁止地域	○	○	×	
			禁止地域 (主要交差点)	○	×	×

※1…色彩基準導入イメージ (ただし, 地域の景観を阻害する恐れのある一定規模以上の広告物を対象)



ポイント2 規制・誘導の見直しに伴う既存不適格広告物（※1）への対応

現行の規制・誘導内容

- 【経過措置】 永年
- 【許可期間】 3年（適法な広告物と同一）
- 【許可条件】 掲出物件（支柱等）を改造する場合は不許可
※ただし、表示内容の変更は許可
- 【改修補助】 無

改正課題等

- 1 許可基準の見直しに伴う新たな既存不適格広告物
- 2 適法な表示・設置に向けた改修補助等の検討

改正内容（案）

- 【経過措置】 **再設定（期間後は、違反広告物）**
ただし、改修計画が提出された場合は、計画期間内は既存不適格広告物として許可
- 【許可期間】 **1年**
- 【許可条件】 掲出物件（支柱等）を改造する場合は不許可
※ただし、表示内容の変更は許可（同一広告主のみ）
- 【改修補助】 無（再検討）

※1…既存不適格広告物とは、現行の高松市屋外広告物条例で定める許可基準に適合しないが、改正前の条例で定める許可基準に適合する広告物をいう。

ポイント3 適法な屋外広告物の表示・設置に向けた取組

現行の規制・誘導内容

- 【完了報告】 不要
- 【許可申請】 広告主，施工業者，管理者等
- 【許可期間】 3年
- 【手数料】 表示面積別に設定（100㎡以上は一律）
- 【是正指導】 広告主：指導，勧告，氏名公表，罰則
施工業者：指導，勧告，罰則
- 【周知啓発】 広報たかまつ（年1回）

改正課題等

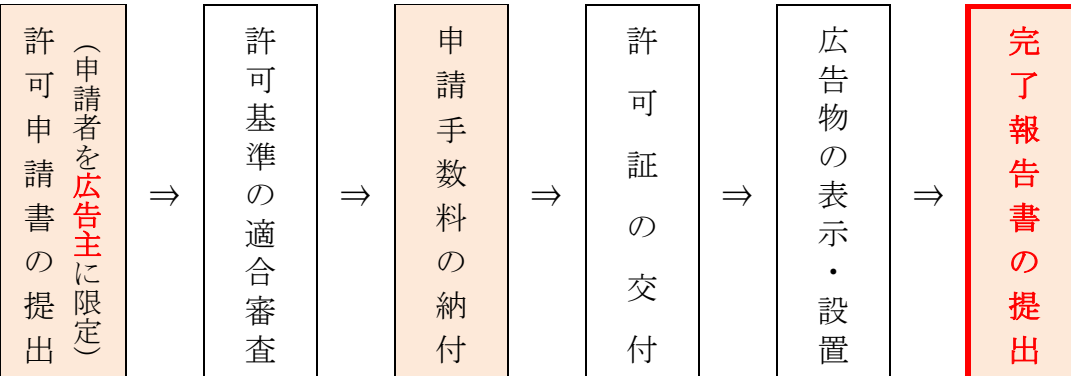
- 1 許可申請と相違のある屋外広告物への対応
- 2 違反広告物に対する是正指導事務の見直し

改正内容（案）

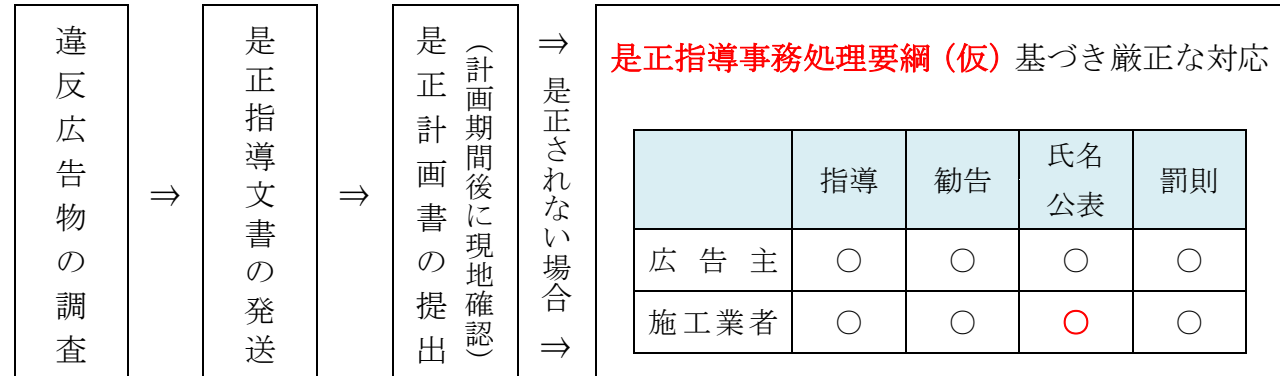
- 【完了報告】 **必要**
- 【許可申請】 **広告主**
- 【許可期間】 3年
- 【手数料】 **審査内容の追加に伴い再設定（色彩基準等）**
- 【是正指導】 広告主：指導，勧告，氏名公表，罰則
施工業者：指導，勧告，**氏名公表**，罰則
※是正指導事務処理要綱（仮）の策定
- 【周知啓発】 広報たかまつ（年1回），**説明会の開催（通年）**
広告主への表示・設置広告物一覧の送付（通年）

改正内容（案）イメージ

◆申請手続きの改正イメージ



◆是正指導事務の改正イメージ



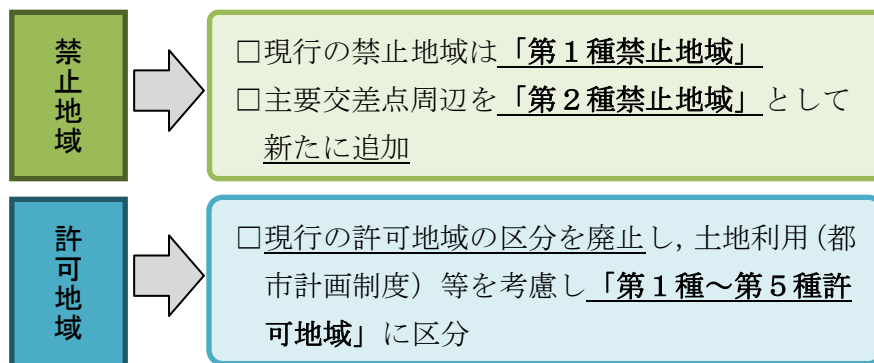
	指導	勧告	氏名公表	罰則
広告主	○	○	○	○
施工業者	○	○	○	○

第6章 具体的な規制・誘導内容（案）（参考意見等を反映）

1 規制対象地域・規制区分の見直し(赤字が修正部分)

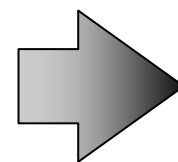
現行の規制対象地域（許可申請の提出が必要な地域）を市全域に拡大するとともに、土地利用（都市計画制度）等に応じた許可基準を設定することとします。

□規制対象地域		現 行	
区 分	考え方 (対象範囲)	自家用 広告物	一 般 広告物
禁 止 地 域	<input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 文化財周辺等	○	×
許 可 地 域	第1種 <input type="checkbox"/> 主要道路沿線 30m	○	○
	第2種 <input type="checkbox"/> 主要道路沿線 30m～300m	○	○
	第3種 <input type="checkbox"/> 高速道路沿線 100m	○	○



□規制区分

現 行	
自家用 広告物	自己の名称を自己の事務所等に表示する広告物
一 般 広告物	上記以外の広告物



見 直 し （ 案 ）	
自家用 広告物	現行と同じ
一 般 広告物	(案内用) 事務所等への案内目的で表示する広告物（表示内容および事務所からの距離等の要件設定）【詳細は11ページ】
	(その他) 上記以外の広告物

◆ 見直し（素案）の内容【概要】◆

- ① 市全域を対象とした規制・誘導の実施
⇒規制対象地域（屋外広告物を表示・設置する際に、許可申請書の提出が必要な地域）を主要路線沿線から**市全域に拡大**します。
- ② 土地利用（都市計画制度）等に応じた許可基準の設定
⇒許可基準を他都市（中核市）の平均レベルの基準に見直します。

規制	区 分	地 域 特 性	対 象 範 囲	自家用 広告物	一 般 廣 告 物		
					その他	案内用	
きびしい ↑ ↓ ゆるやか	禁 止 地 域	第1種 現行の禁止地域（ただし、屋島において、用途地域が指定されている地域を除く。）	<input type="checkbox"/> 現行の禁止地域の一部の区域(天然記念物(屋島)において、用途地域を定めている地区を除く区域)	○	×	×	
		第2種 多くの人が目にする主要な交差点周辺	<input type="checkbox"/> 主要交差点20m以内(4車線以上の道路が交差する交差点)	○	×	×	
	許 可 地 域	第1種 良好な景観形成に特に配慮し、広告物の表示を特に配慮すべき地域	<input type="checkbox"/> 天然記念物(屋島)において、用途地域を定めている地区	○	×	○	
		第2種 良好な景観形成に特に配慮し、広告物の表示を配慮すべき地域	<input type="checkbox"/> 都市計画区域外 <input type="checkbox"/> 用途白地地域	都市 計 画 区 域 用 途 地 域	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区 ・仏生山歴史街道 ・都市軸沿道(C)	○	○
		第3種 良好な景観形成と住環境に配慮し、適切な規制・誘導を行う地域	<input type="checkbox"/> 住居系地域		○	○	○
第4種 良好な景観形成と経済活動との調和に配慮し、適切な規制・誘導を行う地域	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区 ・栗林公園周辺 ・都市軸沿道(A, B)	○	○	○			
第5種 多様な商業施設等による経済活動に配慮し、適切な規制・誘導を行う地域	<input type="checkbox"/> 工業系地域 <input type="checkbox"/> 商業系地域	○	○	○			

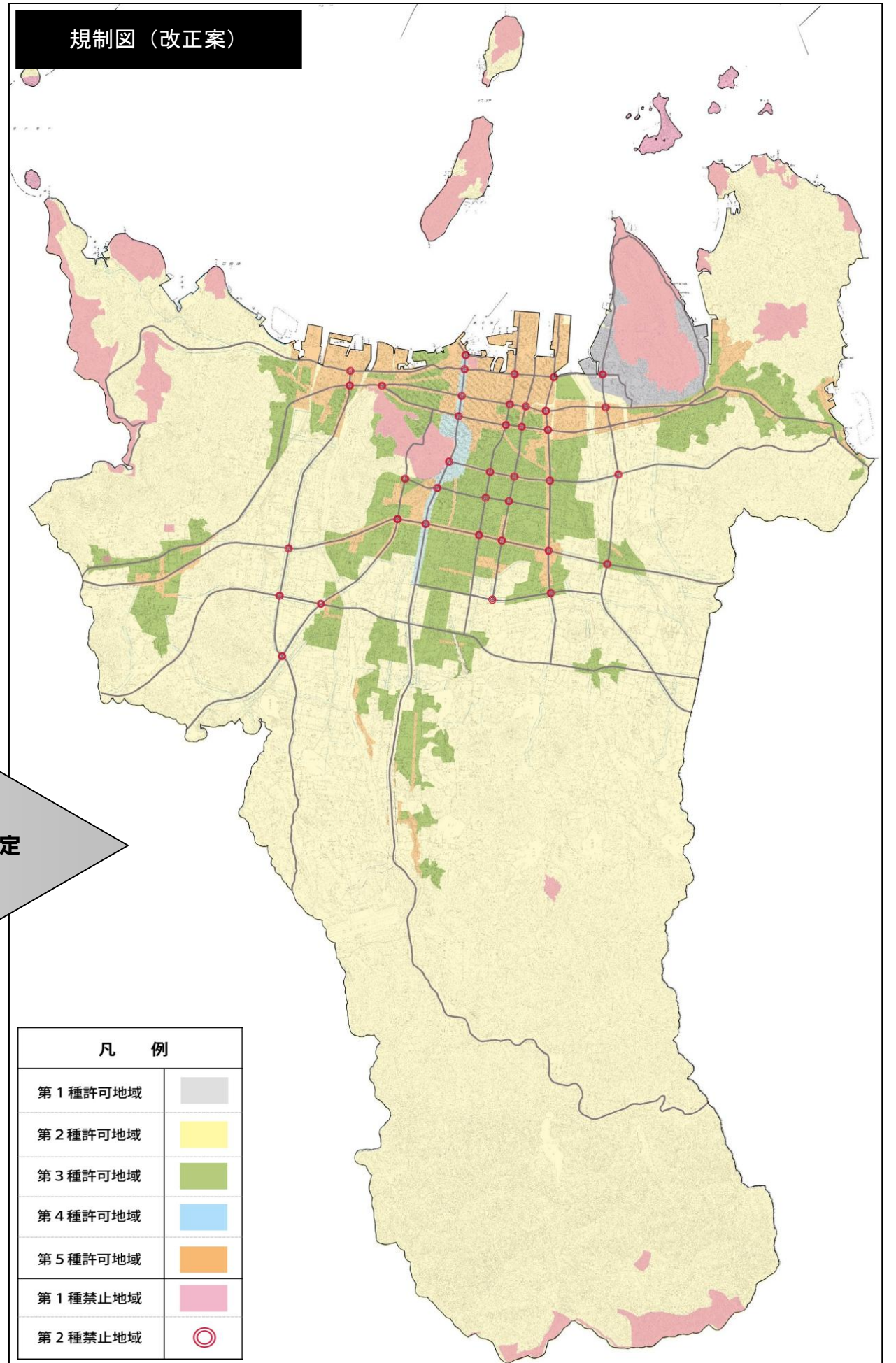
参考意見（要旨）

- ・田園風景の景観を損ねる広告物も多く見受けられるので、**規制地域を拡大することに賛成**である。
- ・商業地域は、**景観よりも経済活動を優先した規制にすべき**である。
- ・屋島や国分寺なども重点地区に指定し、**踏み込んだ規制をすべき**である。

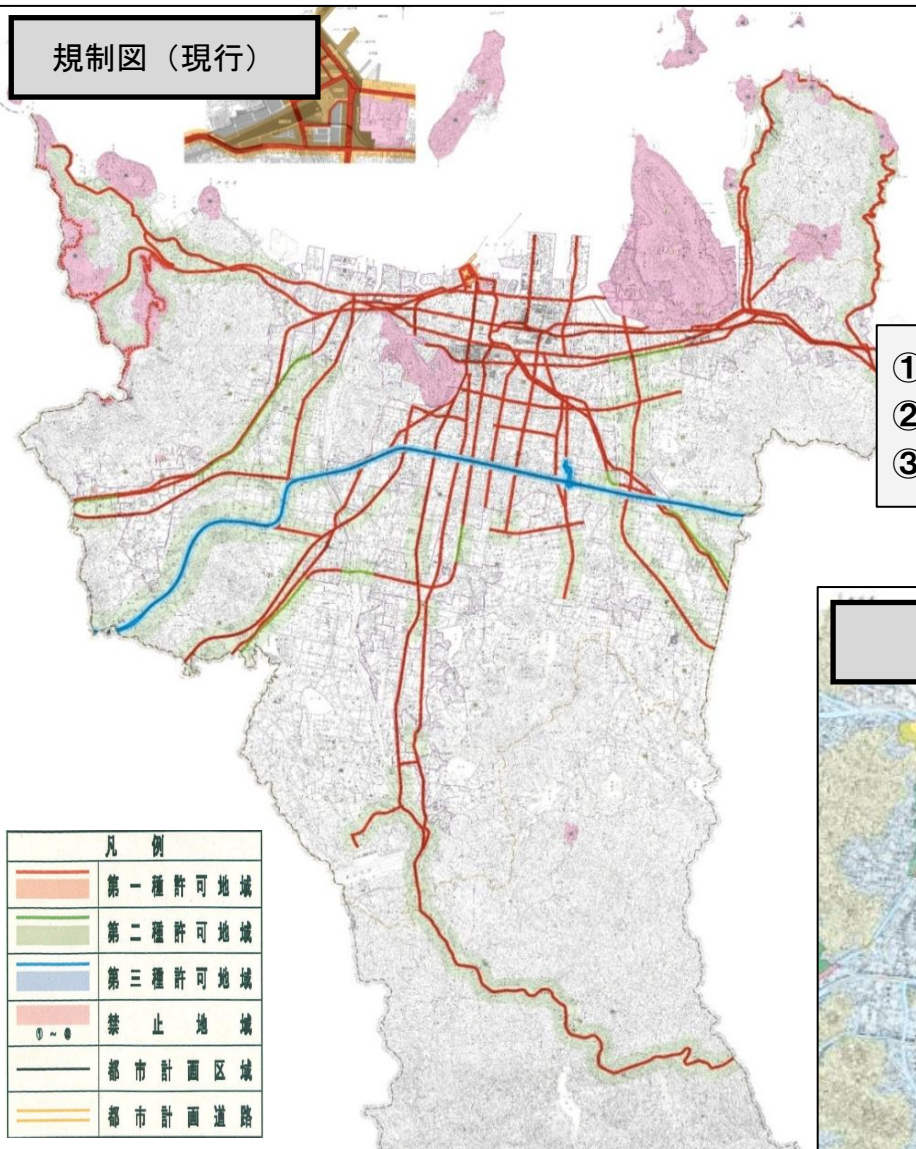
◆参考意見を踏まえた見直し内容（考え方）について◆

- 美しいまちづくり基本計画に定める目標像『誰もが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松』の実現に向け、**市全域を対象とした規制誘導を実施**します。
- 規制区分・内容については、建築物と同様に、都市計画に定める用途地域等を基本とした規制・誘導を実施することから、**商業地域については、経済活動に配慮した規制内容**とします。
※詳細な許可基準については、次ページ以降参照
- 新たな重点地区の指定については、景観施策の指針である「美しいまちづくり基本計画」に定める地区を優先的に指定していくとともに、その他の地区についても、市民等の要望を踏まえて検討を進めます。

規制図（改正案）



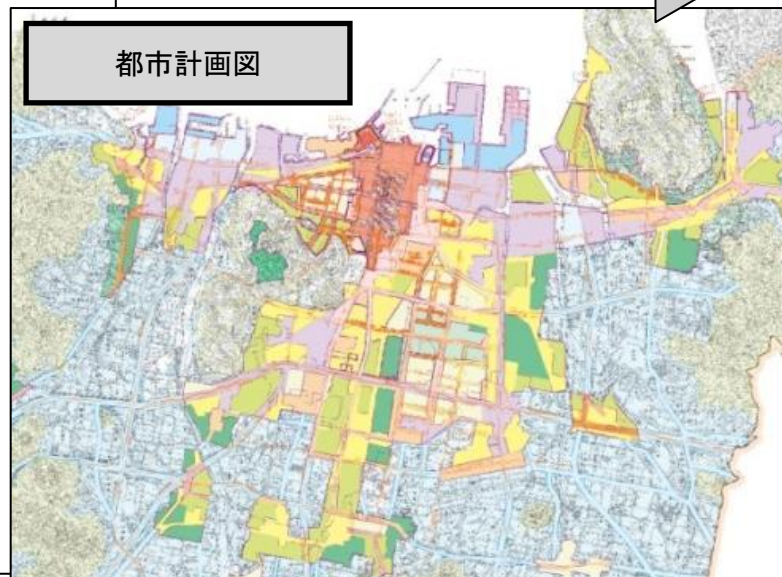
規制図（現行）



凡 例	
	第一種許可地域
	第二種許可地域
	第三種許可地域
	禁止地域
	都市計画区域
	都市計画道路

- ①市全域を対象とした規制・誘導の実施
- ②土地利用（都市計画制度）に応じた許可基準の設定
- ③景観形成重点地区は個別の基準を設定

都市計画図



凡 例

第1種許可地域	
第2種許可地域	
第3種許可地域	
第4種許可地域	
第5種許可地域	
第1種禁止地域	
第2種禁止地域	

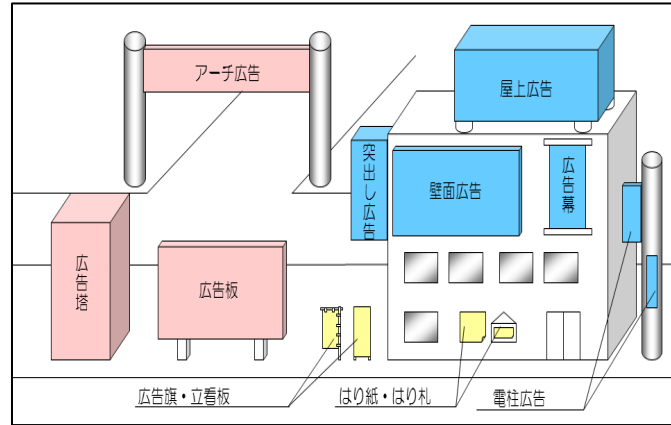
2 交差点規制の見直し(赤字が修正部分)

現行の屋外広告物条例では、主要幹線道路の沿道を許可地域に指定し、道路の交差点から20m以内においては、一般広告物(広告板等の一部の種類)を設置することができません。

しかしながら、交差点においては、県条例からの既存不適格広告物や建築物等の壁面を利用した広告物などを含め、多数の一般広告物が乱立している状況です。

交差点において、屋外広告物が乱立することは、道路景観を阻害するとともに、交通の視認性の観点など、安全性を阻害する一因になることから、主要な交差点(※1)については、新たに禁止地域に指定し、一般広告物を禁止することとします。

また、その他の交差点についても、屋外広告物のサイン・道標としての役割を踏まえ、一般広告物(案内用)のみ設置を許可するなど、規制内容の見直しを行うこととします。



□交差点における一般広告物の規制内容 (○: 設置可能 ×: 設置不可)

現 行		見 直 し (案)		
規 制 対 象 物 件		主要交差点 (※1)	その他の交差点	
			その他	案内用
野 立 広告物	□広告板 □広告塔	×	×	○
	□アーチ広告	○		
建築物 等利用 広告物	□壁面広告 □屋上広告 □突出し広告 □広告幕	○		
	□電柱広告	×		

→

規制対象物件の区分に関わらず一律の規制

新たに禁止地域に指定

※1…主要交差点とは、4車線以上の道路が交差する交差点(右図参照)

一般広告物(案内用)の要件	
□面積	: 10㎡以下(1面5㎡以下)
□店舗距離	: 500m以内 ⇒ 1,000m以内
□件数	: 4件以内(事業所(広告主)単位)
□色彩基準	: 適用
□表示内容	: 事務所の名称, 事務内容, 事務所までの距離, 電話番号, 地図 ※上記以外は表示不可(写真・絵等を含む。)
□除外規定	: ①商業地域を除外(案内用以外でも交差点内に設置可能。) ②地盤面から15m以上に設置されている広告物は, 案内用以外も設置可能

◆見直し(素案)の内容【概要】◆

③ 交差点における屋外広告物の規制・誘導の強化

⇒**主要な交差点(※1)では, 一般広告物(案内目的等の広告物)を禁止**します。

(※1…4車線以上の道路が交差する交差点)

⇒それ以外の交差点には, **一定要件を満たす一般広告物(案内目的)以外の広告物を禁止**します。

参考意見(要旨)

- ・商業地域は、景観よりも経済活動を優先した規制にすべきである。
- ・交差点の範囲(定義)については、交通安全上で重要な「**信号機を有する交差点**」に限定すべきである。
- ・企業の業務形態や業務内容によって、対象者が異なり、500m以内では案内目的を果たさないのでは、**店舗までの距離を1,000m以内に見直す**べきである。
- ・案内要件の表示内容について、文字だけの表示では、店舗等の位置が伝わりにくい場合があるので、**地図の表示を追加**すべきである。
- ・案内広告の役割や交通安全上の観点から、交差点規制を見直すことには賛成するが、**交差点に停車しても、見ることができない広告物(ビルの屋上等)を規制すべきではない。**

◆参考意見を踏まえた見直し内容(考え方)について◆

□都市計画に定める用途地域を基本とした、規制・誘導を実施する観点から、商業エリアの経済活動を重視し、**商業地域における交差点規制を除外**します。

① 主要交差点4箇所を除外 (38箇所 ⇒ 34箇所)

12ページ 図①参照

② 商業地域の交差点は、案内用以外も設置可能

□**交差点の範囲(定義)について**、交通安全の確保を目的に、**信号機(点滅信号等を含む。)を有する交差点から30m以内の範囲に見直し**ます。

12ページ 図②参照

※ただし、信号機の無い交差点についても、道路の見通しを妨げるものについては、設置不可とします。(詳細は、屋外広告物デザインガイドライン(仮称)にて明記)

□**一般広告物(案内用)の要件を見直し**ます。

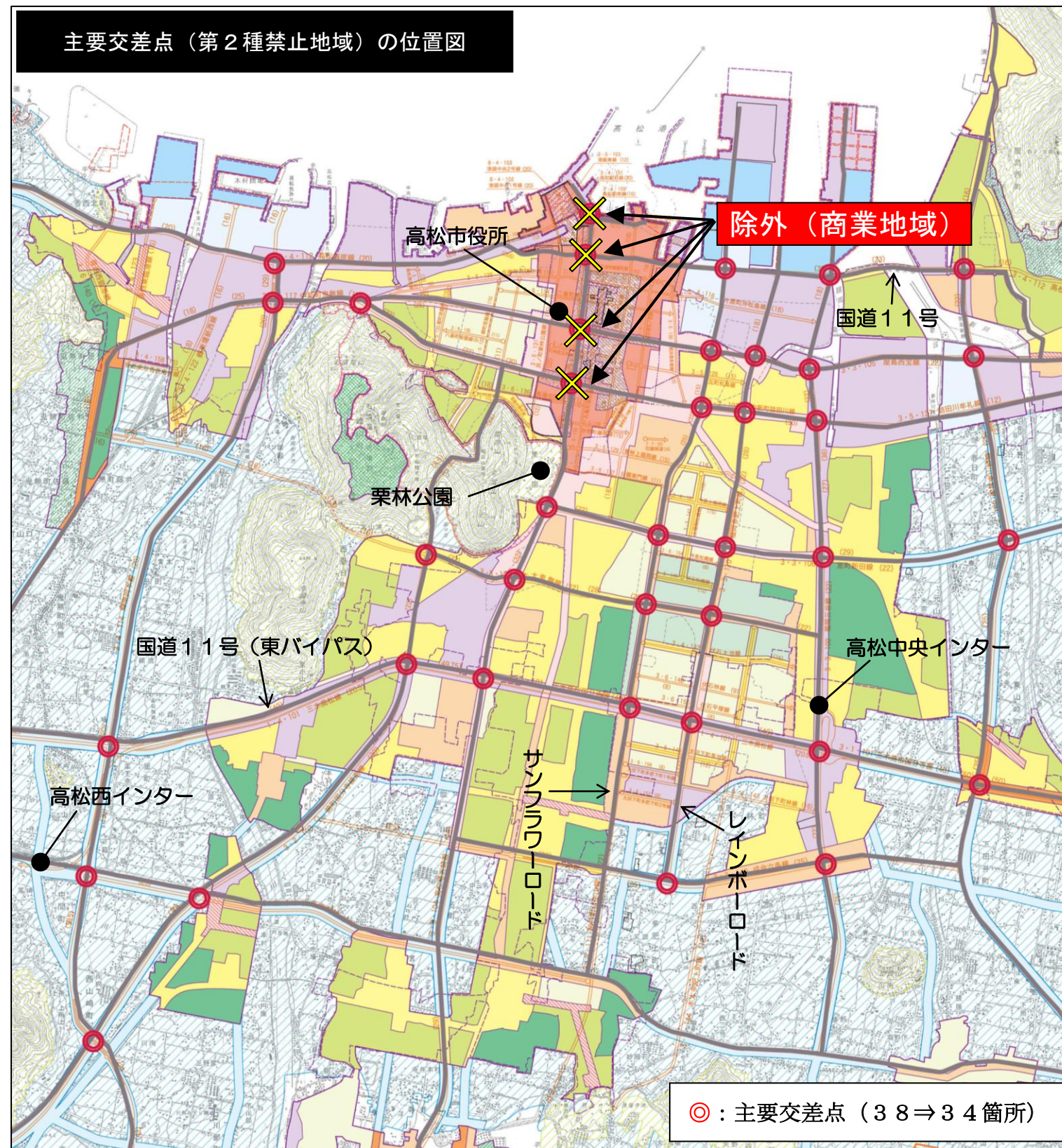
店舗距離の変更 (500m以内 ⇒ 1,000m以内)

表示内容の追加 (地図の追加)

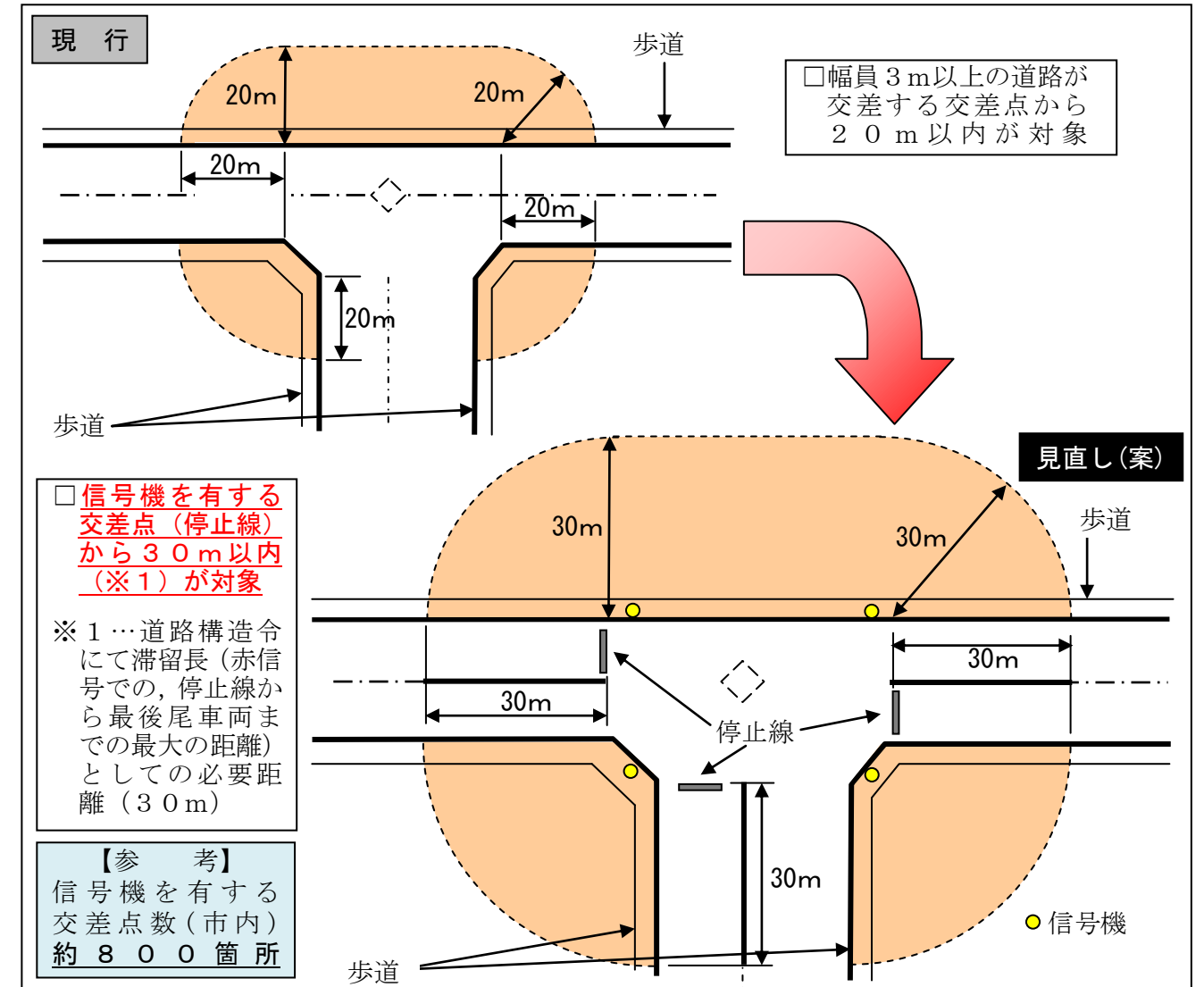
高位置(15m以上)の広告物について案内用以外も設置可能

12ページ 図③参照

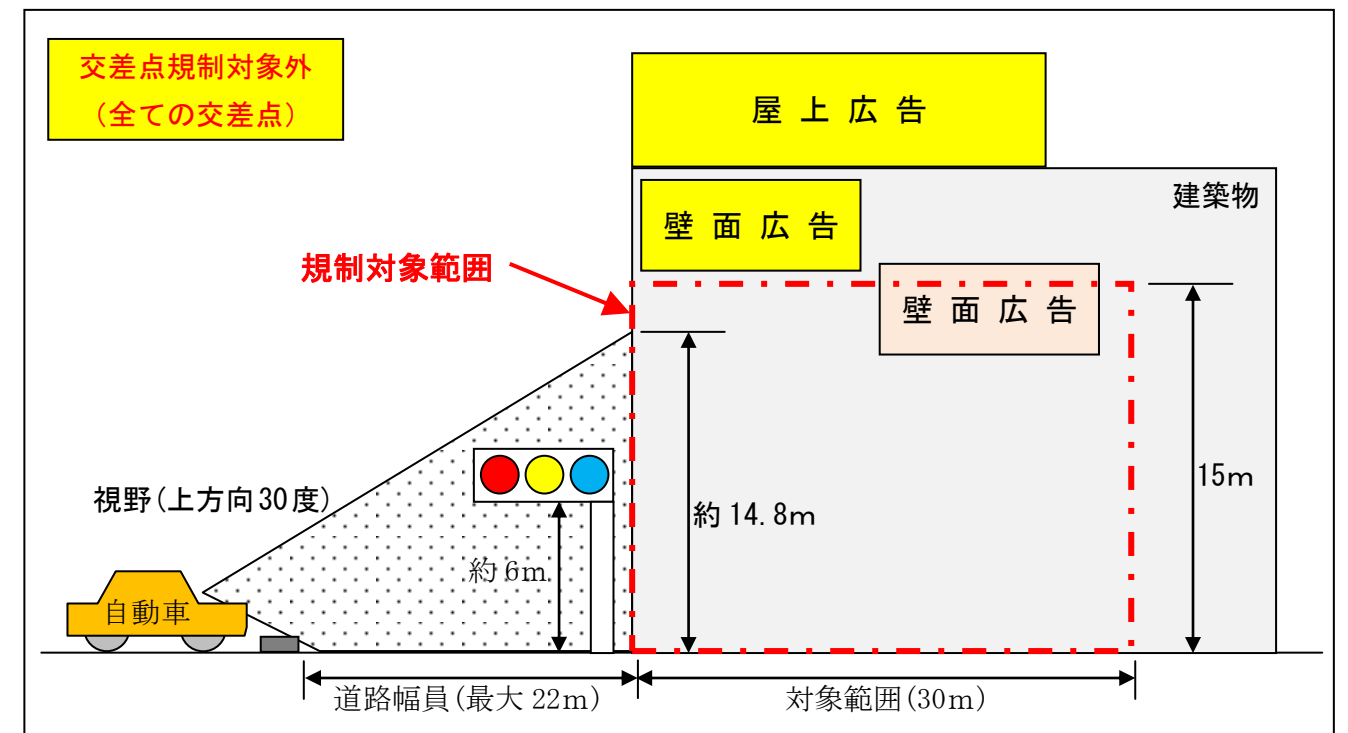
◆図① (主要交差点)



◆図② (交差点の定義・範囲)



◆図③ (高位置の広告物について案内用以外も設置可能)



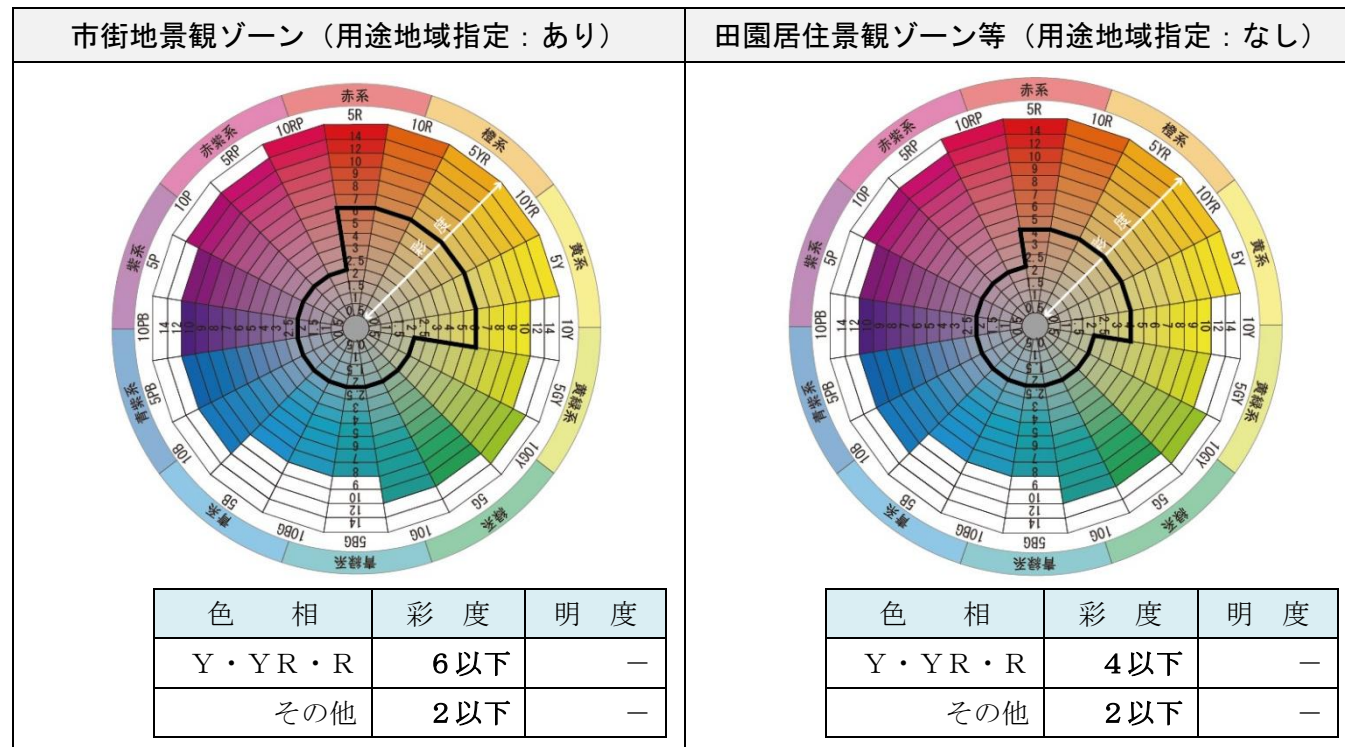
3 色彩基準の導入(赤字が修正部分)

現行の屋外広告物条例では、屋外広告物の表示内容である色彩や意匠等については、規制の対象外としていますが、地域の景観に大きく影響を及ぼす色彩を用いた屋外広告物も数多く見受けられます。

建築物等の色彩については、昨年度、策定した景観計画において、一定規模以上の建築行為を対象として、色彩基準を導入していることから、地域の景観に大きく影響を及ぼす屋外広告物についても、色彩基準を導入するものです。

具体的には、現行の禁止地域や自然景観が広がる地域、また、景観計画で定める景観形成重点地区など、特に良好な景観の保全が必要な地域について、マンセル表色系を用いた色彩基準を導入することとします。

参考資料①(景観計画で定める色彩基準(一般区域))



※建築物等の基調色の範囲(ただし、20%までは範囲外の色彩の使用可能)

◆参考資料②(信号機の色)

	色相	彩度	明度
赤	7.5R	14	5
黄	5YR	12	7
青	5BG	9	8

□注意事項

信号機のマンセル値は、機種(メーカー)や光の加減によって、色合いが変化します。

◆見直し(素案)の内容【概要】◆

④ 色彩基準の導入

⇒地域の景観に大きく影響を及ぼす屋外広告物に**色彩基準を導入**します。(商業地域等は除く。)

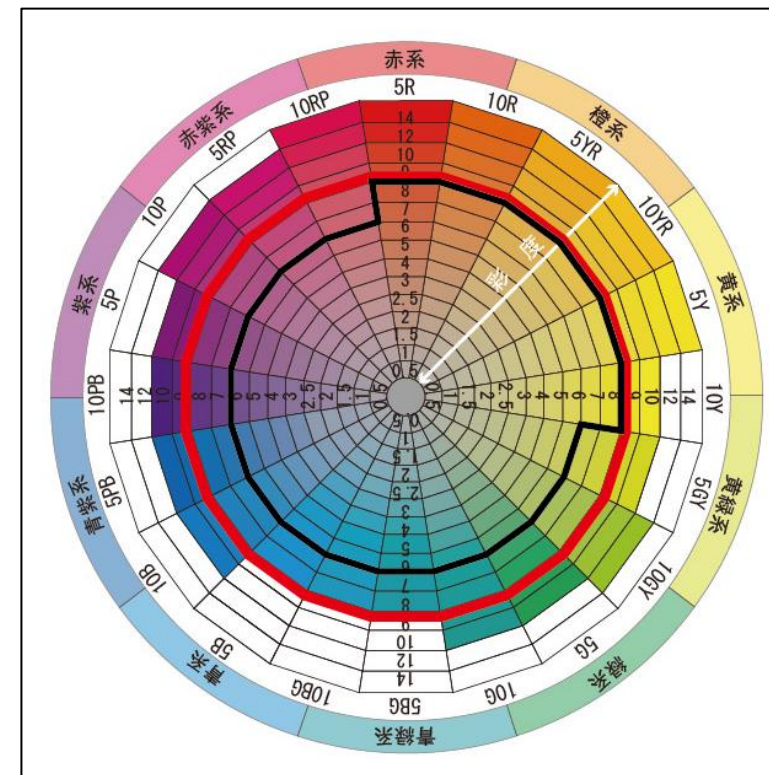
参考意見(要旨)

・企業によっては、青色や緑色を基調とした広告物も多く見受けられるので、全ての色において、同様な取扱いをすべきである。

◆参考意見を踏まえた見直し内容(考え方)について◆

□建築物に使用されている色彩の多くは、暖色系(Y, YR, R)の色相を使用したものが多く見受けられましたが、屋外広告物に使用されている色彩については、事業所のコーポレートカラー等により暖色系以外の色相を使用したものも多く見受けられることから、使用できる色彩の範囲を、全ての色相で彩度8以下に統一します。

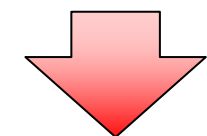
□色彩基準



□色彩基準(素案)

色相	明度	彩度
Y, YR, R	—	8以下
その他	—	6以下

※表示面積の1/2を超える範囲に、上記の彩度以下の色彩を使用すること



□色彩基準(案)

色相	明度	彩度
全て	—	8以下

※表示面積の1/2を超える範囲に、上記の彩度以下の色彩を使用すること

□導入範囲

※ ■で示す範囲に色彩基準を導入

規制区分（改正案）			自家用 広告物	一般 広告物	
禁止 地域	第1種	□現行の禁止地域の一部の区域（天然記念物（屋島）において、用途地域を定めている地区を除く区域）	●	×	
	第2種	□主要交差点 <u>30</u> m（4車以上の交差点）	●	×	
許可 地域	第1種	□天然記念物（屋島）において、用途地域を定めている地区	●	●	
	第2種	□都市計画区域外	○	○	
		□用途白地地域			□仏生山歴史街道
	第3種	都市 計画 区域	□住居系地域	—	—
	第4種		□栗林公園周辺	○	○
第5種	□工業系地域		—	—	
		□商業系地域			

※ただし、適用範囲については、次のとおりとする。

□適用範囲（素案）

区分	適用範囲
●	全ての広告物に適用（交差点内における一般広告物(案内用)を含む。)
○	一部の 広告物 に適用 自家用：高さ10m以上または面積20㎡（1面10㎡）以上 一般：高さ4m以上または面積10㎡（1面5㎡）以上

マンセル表色系について

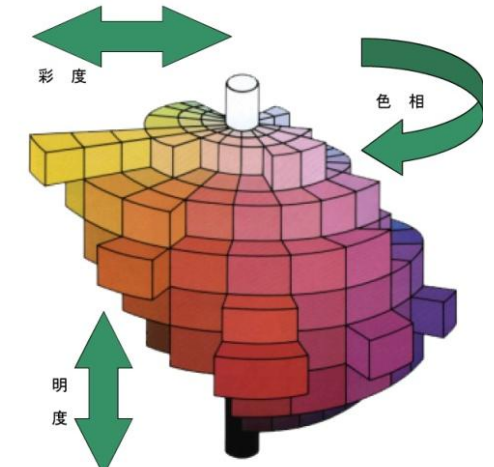
一般的に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名の捉え方には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」を採用します。

「マンセル表色系」では、色彩を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」の3つの尺度を組み合わせて表します。

●色相（いろあい）

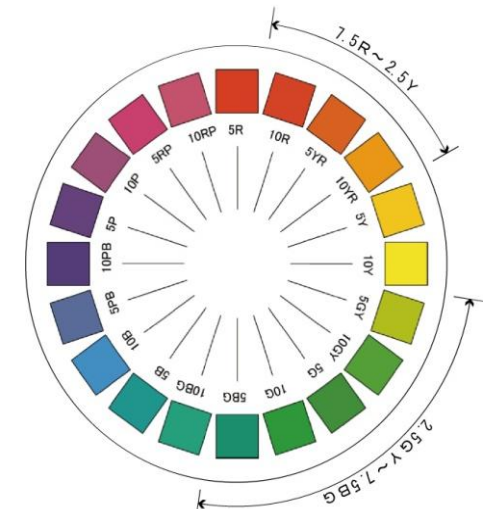
色相は、10種の基本色、赤（R）、橙（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）を表し、それを10等分します。10色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって、5Rや5Yなどのように表記します。



(参考1)マンセル色立体

●明度（あかるさ）

明度は、明るさの度合いを0～10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。



(参考2)マンセル色相環

●彩度（あざやかさ）

彩度は、鮮やかさの度合いを0～16程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、黒、グレー、白などの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きく、例えば赤の原色の彩度は16程度となります。

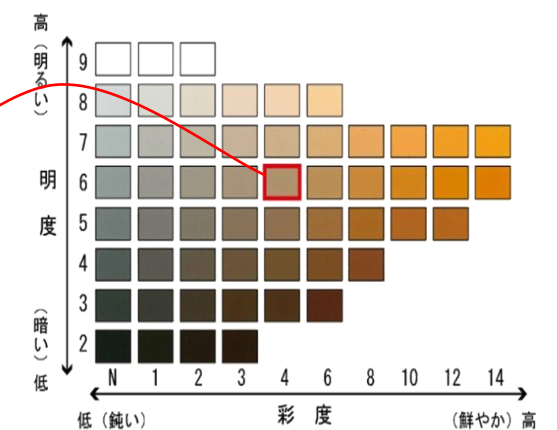
●マンセル値

色彩の3属性を組み合わせて表記する記号で、下記のように読みます。

5YR 6 / 4

5ワイアール 6 の 4
(色相) (明度) (彩度)

A color patch corresponding to the Munsell value 5YR 6/4, which is a brownish-tan color. A red arrow points from the '4' in the notation to the patch.

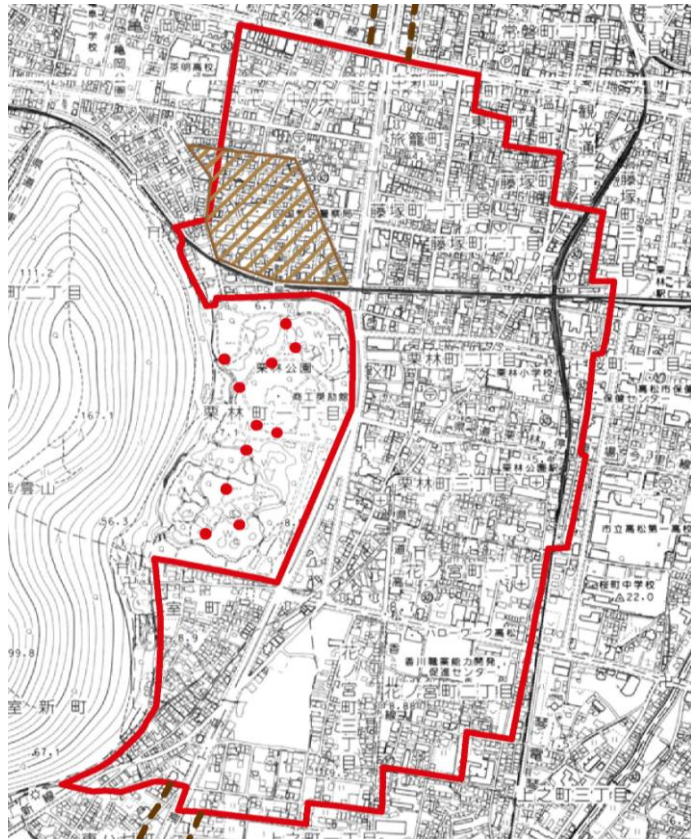


4 栗林公園からの眺望景観の保全【修正なし】

景観計画では、国の特別名勝である栗林公園からの眺望景観の保全を目的に、栗林公園から概ね500mの範囲においては、公園内の主要な眺望地点から望見されないことを基本とし、望見されるものについて勧告の対象としています。

栗林公園からの眺望景観の保全を図るため、公園内の主要な眺望地点から望見される屋外広告物を禁止することとします。

■位置図（栗林公園周辺景観形成重点地区）



◆見直し（素案）の内容【概要】◆

- ② 土地利用（都市計画制度）等に応じた許可基準の設定
⇒栗林公園から500m範囲については、**公園内から眺望される屋外広告物を禁止**します。

凡 例

- 対象範囲
● 眺望地点

参考意見（要旨）

- ・ 広告物は、営業する上で必要であり、撤去するという事は、廃業しろということと同じである。
- ・ 公園内から眺望される広告物を禁止するなら、**撤去等に対する費用の全額を市で負担すべき**である。

◆参考意見を踏まえた見直し内容（考え方）について◆

- 国の特別名勝であり、後世まで継承すべき市民共有の財産として保全するために、**眺望される屋外広告物は禁止**することとします。
- 今回の規制・誘導の見直しに伴う、**撤去や改修等が生じる広告物に対して、他都市の事例を参考に経過措置期間の設定や補助制度について検討**します。（詳細は、20ページ以降参照）

5 許可基準（赤字が修正部分）

地域の景観特性に配慮したまちづくりを推進するため、景観計画で定める建築行為の景観形成基準と同様に、土地利用（都市計画制度）の規制に応じた許可基準を設定することとします。

設定に当たっては、他都市（中核市）が、土地利用（都市計画制度）と連動した許可基準を設定していることなどを踏まえ、概ね、その平均値を採用し、許可基準を見直すこととします。

□禁止地域における許可基準

※ は色彩基準を導入

区 分	対 象 範 囲	自家用広告物	一般広告物
現 行 (風致地区等)	□風致地区 □文化財周辺等	○	×
他 都 市 (中核市平均値)	□風致地区 □文化財周辺等	○	×
第 1 種 禁 止 地 域	□現行の禁止地域の一部の区域（天然記念物（屋島）において、用途地域を定めている地区を除く区域）	○	×
第 2 種 禁 止 地 域	□主要交差点 3.0 m以内（4車線以上の道路が交差する交差点）	○	×

○禁止地域における一般広告物（案内用）の考え方

他都市（中核市）では、一定規模以下（下記参照）の一般広告物（案内用）について、設置を許可しているが、本市では、現行と変わらず許可しないものとします。

ただし、土地利用に応じた規制・誘導を図ることから、現行の禁止地域の一部（用途地域を定めている地区）を第1種許可地域とし、一般広告物（案内用）の設置を認めることとします。

許 可 基 準

- 面積5㎡以下（1面2.5㎡以下） □高さ3m以下

◆上乗せ基準◆

- ①栗林公園景観形成重点地区（栗林公園から500m範囲）において**栗林公園内の眺望地点から眺望される屋外広告物は禁止**
- ②高速道路から100mの範囲において、**高速道路から眺望される一般広告は禁止**

□許可地域における許可基準

※ は色彩基準を導入

区分	対象範囲	自家用広告物	一般広告物	
現 行 (主要道路沿線)		○	○	
他 都 市 (中核市平均値)	きびしい (主に住居地域)	○	○	
	ゆるやか (主に商業地域)	○	○	
第 1 種 許 可 地 域	□天然記念物 (屋島) において、用途地域を定めている地区	○	△ 案内用のみ許可	
第 2 種 許 可 地 域	□仏生山歴史街道 □都市軸沿道 (C) □都市計画区域外 □用途白地地域	○	○	
第 3 種 許 可 地 域	都市計画区域 用途地域 □住居系地域	○	○	
第 4 種 許 可 地 域		□栗林公園周辺 □都市軸沿道 (A, B)	○	○
第 5 種 許 可 地 域		□工業系地域 □商業系地域	○	○ 商業地域を除外

□交差点から30m以内は、一般広告物 (案内用) のみ許可する。ただし、交差点 (主要交差点を除く。) 内に設置可能な一般広告物 (案内用) の要件を満たすこと。

一般広告物 (案内用) の要件

- 面積 : 10㎡以下 (1面5㎡以下) □店舗距離 : 1,000m以内
- 件数 : 4件以内 (事業所単位) □色彩基準 : 適用
- 表示内容 : 事務所の名称, 事務内容, 事務所までの距離, 電話番号, 地図
※上記以外は表示不可 (写真・絵等含む。)
- 除外規定 : ①商業地域を除外 (案内以外でも交差点内に設置可能。)
 : ②地盤面から1.5m以上に設置されている広告物は案内用以外も設置可能

◆見直し (素案) の内容【概要】◆

- ② 土地利用 (都市計画制度) 等に応じた許可基準の設定
⇒許可基準を他都市 (中核市) の平均レベルの基準に見直します。

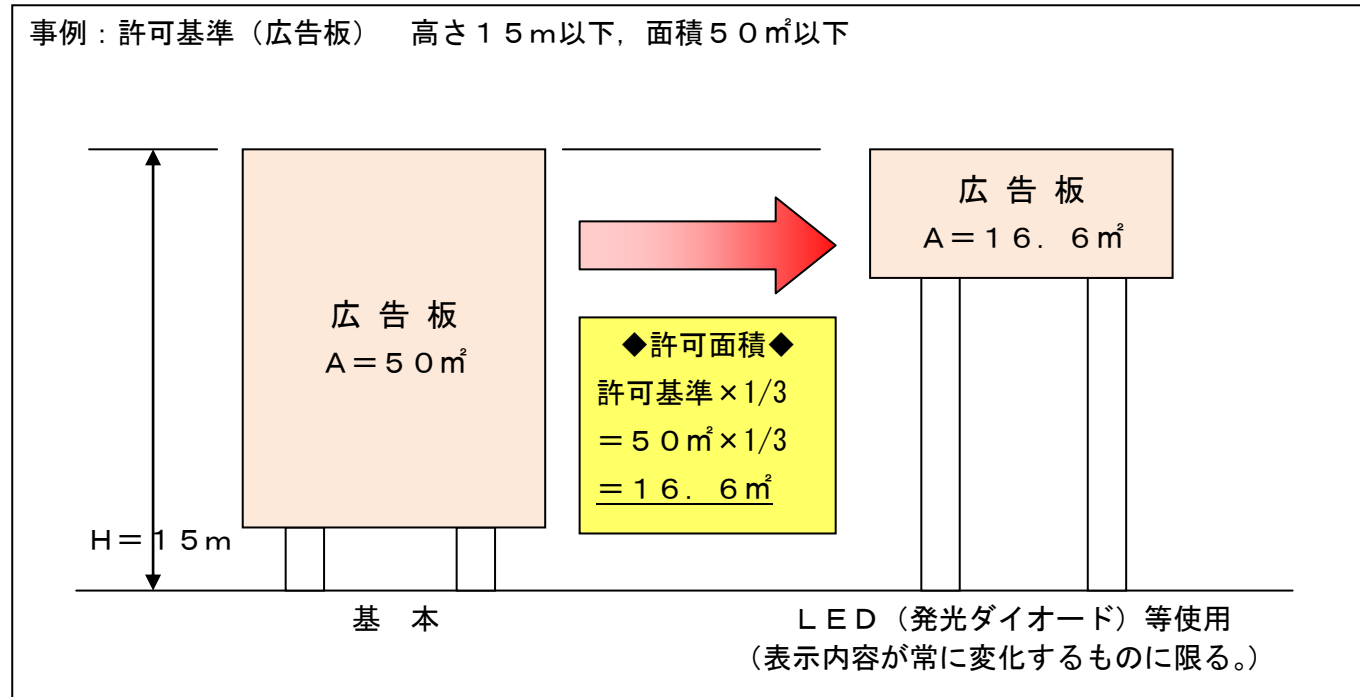
参考意見 (要旨)

- ・土地利用に応じた許可基準であるならば、建築基準法で認められる建築物の高さまで、広告物の設置を認めるべきであり、第3種許可地域 (住居系用途地域) の高さ規制について、用途地域に整合した高さ規制に見直すべきである。
- ・広告板の相互間距離を導入することには賛成するが、近年、広告板か壁面広告か判断しづらく規制の抜け道とも思える広告物が多数見受けられるので、広告板だけではなく、壁面広告や屋上広告にも相互間距離を導入すべきである。
- ・LED等を使用した広告物は、表示内容も派手なものが多く、常に内容が変化するため、通行する人や車からの視線を集め、結果的に事故につながる場合が多いので規制を強化すべきである。
- ・壁面広告において、これまで壁面の1/2まで設置できたものが、見直しにより、1面当たり○○㎡以下となっており、複数の企業が集合した建物 (複合施設) では、先に設置した広告物 (広告主) を優先した場合に、営業 (広告) できなくなる企業が発生することが想定されるので、広告主単位で判断すべきである。

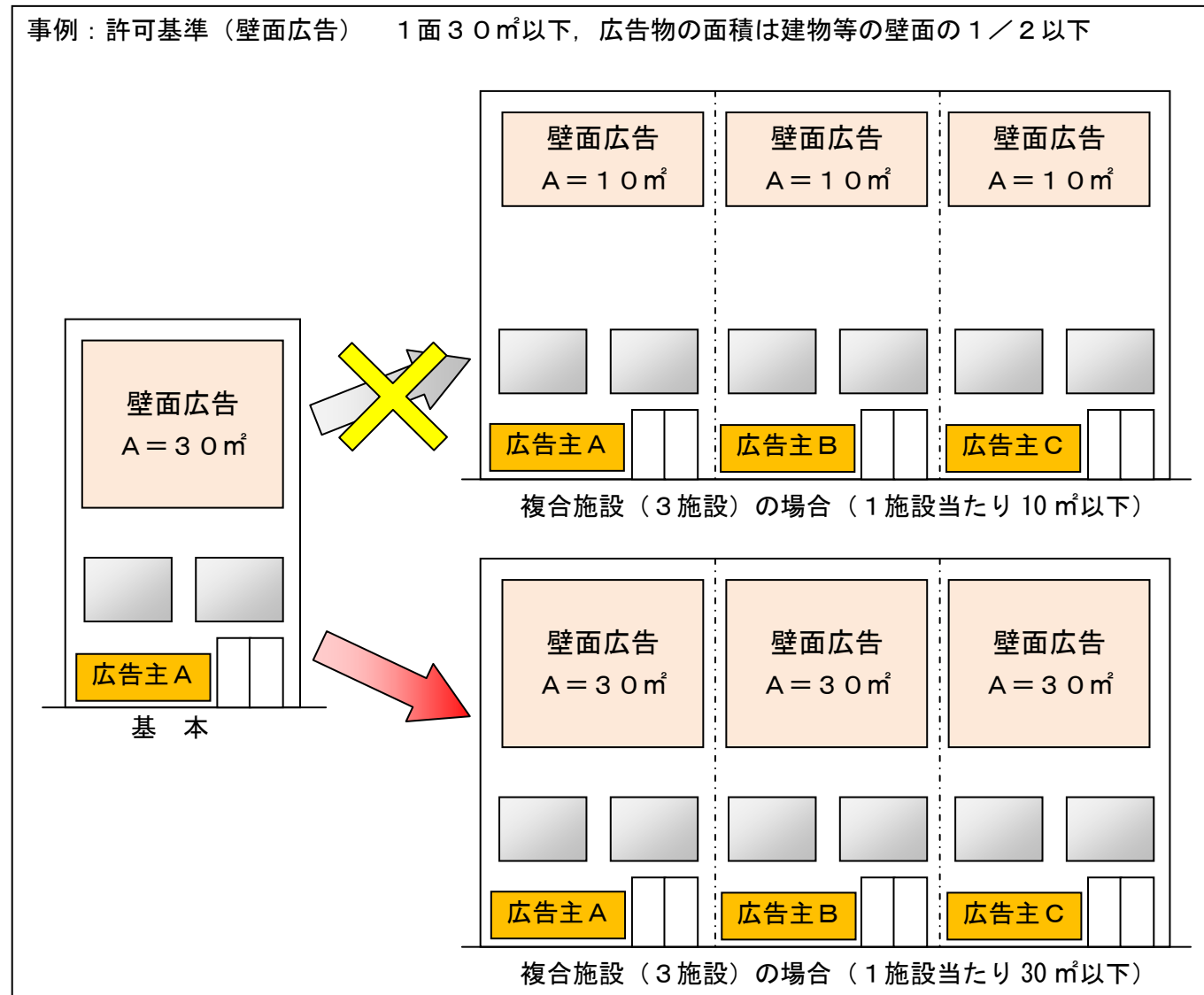
◆参考意見を踏まえた見直し内容 (考え方) について◆

- 許可基準については、他都市 (中核市) が、土地利用 (都市計画制度) と連動した許可基準を設定していることを踏まえ、他都市の平均レベルの規制に見直すこととします。
- 第3種許可地域 (住居系用途地域) について、都市計画制度に基づき、中高層の建築物が建設できることを踏まえ、高さ制限を除外することとします。
- 広告物の相互間の距離について、広告物の種類に問わず景観に及ぼす影響は同じであることから、全ての広告物の種類に適用することとします。(一般広告物のみ)
- LED (発光ダイオード) 等を使用した屋外広告物のうち、表示内容が常に化するものについては、景観に及ぼす影響が大きいことを踏まえ、他都市の事例を参考に、表示面積を許可基準の1/3までとします。17ページ 図①参照
- 壁面広告の許可基準 (1面当たり○○㎡) において、建築物の建設方法により、複数の店舗等で構成される建築物 (複合施設) があることを踏まえ、店舗 (広告主) 単位で許可基準を適用することとします。(自家用広告物のみ)17ページ 図②参照

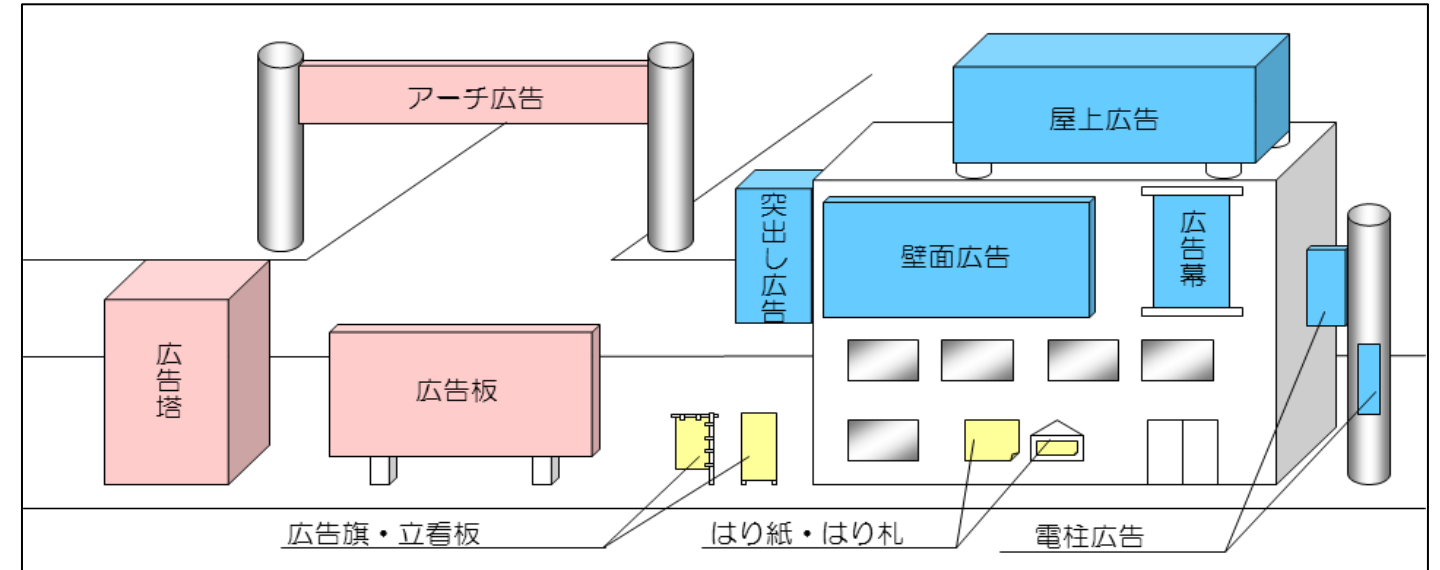
◆図① (LED)



◆図②（複合施設）



□屋外広告物の種類（規制対象物件）



規制		規制区分（改正案）		
きびしい ↑ ↓ ゆるやか	禁止地域	第1種	□現行の禁止地域の一部の区域（天然記念物（屋島）において、用途地域を定めている地区を除く区域）	
		第2種	□主要交差点 30m （4車以上の交差点）	
	許可地域	第1種	□天然記念物（屋島）において、用途地域を定めている地区	
		第2種	□都市計画区域外	□重点地区：仏生山歴史街道
			□用途白地地域	□重点地区：都市軸沿道（C）
第3種	都市計画区域	□住居系地域		
第4種	用途地域	□重点地区：栗林公園周辺		
第5種		□重点地区：都市軸沿道（A, B）		
			□工業系地域	
			□商業系地域	

□交差点から**30m**以内は、一般広告物（案内用）のみ許可する。ただし、交差点（主要交差点を除く。）内に設置可能な一般広告物（案内用）の要件を満たすこと。

一般広告物（案内用）の要件	
□面積	: 10㎡以下（1面5㎡以下）
□店舗距離	: 1,000m以内
□件数	: 4件以内（事業所単位）
□色彩基準	: 適用
□表示内容	: 事務所の名称, 事務所内容, 事務所までの距離, 電話番号, 地図 ※上記以外は表示不可（写真・絵等含む。）
□除外規定	: ①商業地域を除外（案内以外でも交差点内に設置可能。） : ②地盤面から15m以上に設置されている広告物は案内用以外も設置可能

□許可基準の見直し（広告種類別）

※ は色彩基準を導入

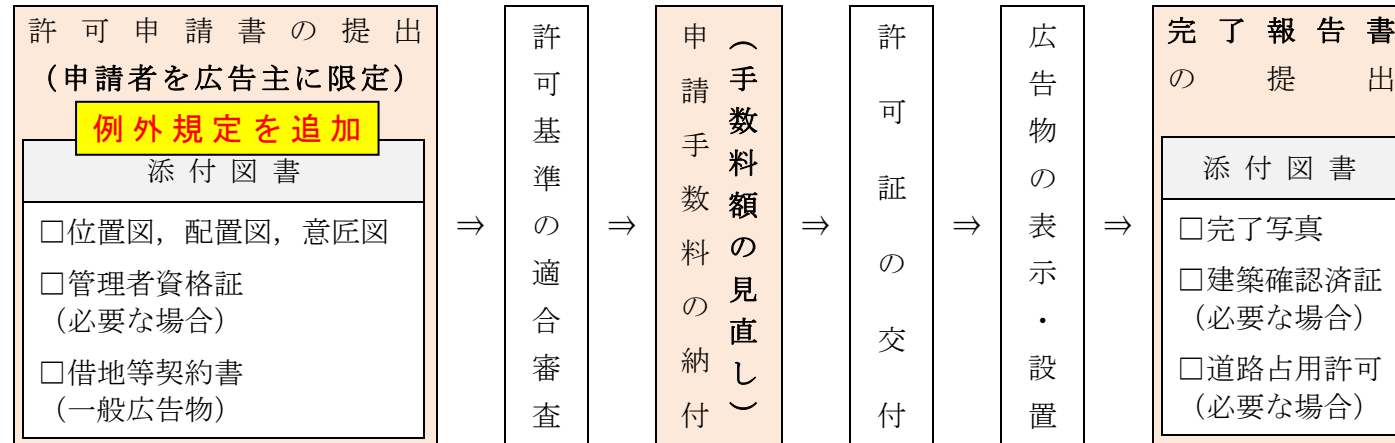
区分	広告板（広告塔含む。）		屋上広告		壁面広告		
	自家用広告物	一般広告物	自家用広告物	一般広告物	自家用広告物	一般広告物	
禁止地域	第1種	□面積 20 m ² 以下 （1面 10 m ² 以下） □高さ 10m以下	禁止	□面積 20 m ² 以下 □広告物の高さは建築物の高さの 2/3 以下	禁止	□1面 10 m ² 以下 □広告物の面積は建物等の壁面の 1/2 以下	禁止
	第2種	該当する土地利用に応じた許可基準を適用	禁止	該当する土地利用に応じた許可基準を適用	禁止	該当する土地利用に応じた許可基準を適用	禁止
許可地域	第1種	□面積 30 m ² 以下 （1面 15 m ² 以下） □高さ 12m以下	案内用のみ許可 □面積 5 m ² 以下 （1面 2.5 m ² 以下） □高さ 3m以下 □広告物の相互間距離 5m以上	□面積 200 m ² 以下 □広告物の高さは建築物の高さの 2/3 以下	禁止	□1面 30 m ² 以下 □広告物の面積は建物等の壁面の 1/2 以下	案内用のみ許可 □1面 2.5 m ² 以下 □高さ 12m以下 □広告物の面積は建物等の壁面の 1/2 以下 <u>□広告物の相互間距離 5m以上</u>
	第2種	〃	□面積 30 m ² 以下 （1面 15 m ² 以下） □高さ 5m以下 □広告物の相互間距離 5m以上 □交差点離隔 <u>30m</u> 以上	〃	□面積 200 m ² 以下 □高さ 20m以下 □広告物の高さは建築物の高さの 2/3 以下 <u>□広告物の相互間距離 5m以上</u> □交差点離隔 <u>30m</u> 以上	〃	□1面 30 m ² 以下 □高さ 12m以下 □広告物の面積は建物等の壁面の 1/2 以下 <u>□広告物の相互間距離 5m以上</u> □交差点離隔 <u>30m</u> 以上
	第3種	〃	〃	〃	□面積 200 m ² 以下 □高さ 20m以下 □広告物の高さは建築物の高さの 2/3 以下 <u>□広告物の相互間距離 5m以上</u> □交差点離隔 <u>30m</u> 以上	〃	□1面 30 m ² 以下 □高さ 12m以下 □広告物の面積は建物等の壁面の 1/2 以下 <u>□広告物の相互間距離 5m以上</u> □交差点離隔 <u>30m</u> 以上
	第4種	□面積 50 m ² 以下 （1面 25 m ² 以下） □高さ 15m以下	〃	□面積 400 m ² 以下 □広告物の高さは建築物の高さの 2/3 以下	□面積 400 m ² 以下 □広告物の高さは建築物の高さの 2/3 以下 <u>□広告物の相互間距離 5m以上</u> □交差点離隔 <u>30m</u> 以上	□1面 50 m ² 以下 □広告物の面積は建物等の壁面の 1/2 以下	□1面 50 m ² 以下 □広告物の面積は建物等の壁面の 1/2 以下 <u>□広告物の相互間距離 5m以上</u> □交差点離隔 <u>30m</u> 以上
	第5種	〃	〃	〃	〃	〃	〃

※上記以外の屋外広告物については、現行の『禁止地域』・『第1種許可地域』の許可基準を適用

6 許可申請手続き(赤字が修正部分)

適正な屋外広告物の表示・設置に向け、許可申請書の提出者を広告主に限定するとともに、広告物の表示・設置が完了した後に、「完了報告書」の提出を義務づけることとします。

□許可申請フロー

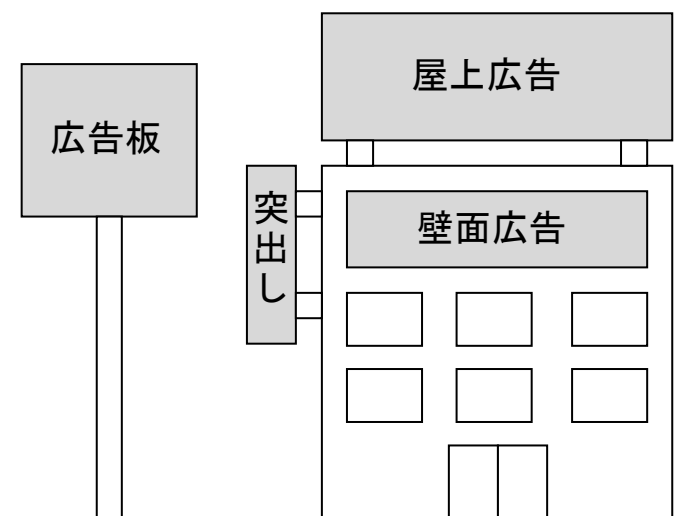


7 適用除外(許可申請手続きが不要なもの)【修正なし】

適用除外の基準について、他都市(中核市)の適用除外の内容を踏まえ、自家用広告物については、広告物単位から敷地単位の表示面積で判断するとともに、一般広告物(管理目的に限る。)についても、その基準を見直すこととします。

現 行
□除外単位：1つの 広告物 単位で判断
□除外基準(自家用広告物) 面積 30 m ² 以下かつ高さ 10m以下のもの
□除外基準(一般広告物) 土地等の管理者が管理目的で設置する 5 m ² 以下のもの

見 直 し (案)
□除外単位：1つの 敷地 単位で判断
□除外基準(自家用広告物) 許可地域：総面積 30 m ² 以下のもの 禁止地域：総面積 10 m ² 以下のもの
□除外基準(一般広告物) 土地等の管理者が管理目的で設置する 2 m ² 以下のもの



広告種類	面 積	判 断 基 準	
		現 行	見 直 し
広 告 板	50 m ²	必 要	-
屋 上 広 告	100 m ²	必 要	
壁 面 広 告	25 m ²	不 要	
突 出 し 広 告	5 m ²	不 要	
合 計	180 m ²	-	

個別の屋外広告物(単体)の判断基準から敷地(総量)の総合計の判断基準へ

◆見直し(素案)の内容【概要】◆

⑤ 違反広告物の減少に向けた取組の強化

⇒許可申請書の提出者を**広告主に限定**するとともに、**完了報告書の提出**を義務づけます。

参考意見(要旨)

・電柱広告については、市内に数千件あり、また、表示面積が1 m²未満と小さく、町名や交通安全表示などの公共性を兼ね備えた表示内容もある。申請者を広告主に限定すると、双方の事務に多大なる負担が生じることが想定されるので、これまでどおり、広告業者が申請できるように取り扱うか、適用除外にしてほしい。

◆参考意見を踏まえた見直し内容(考え方)について◆

□許可申請者の提出者については、原則として広告主に限定することとします。

ただし、電柱広告など、設置規格が県内で統一されており、その設置物件の所有者等(電柱：N T T・四国電力等)が限定されているものについては、所有者等からの申請でも許可することとします。

□一定規模以下の自家用広告物や管理目的で設置される一般広告物など、一定要件を満たす屋外広告物の他に、公共目的で設置される広告物(道路標識等)や冠婚葬祭、祭礼等により一時的に表示・設置されるもの、また、公職選挙法による選挙活動のためのポスターについても適用除外としていますが、良好な景観形成を進める観点から、面積1 m²以下の広告物でも許可申請の提出は必要とします。

8 許可期間【修正なし】

許可期間については、規制対象物件ごとに定めており、屋外広告物を表示・設置する日から、立看板や広告幕等については60日以内、広告板や屋上広告、壁面広告等については3年以内と規定しています。

□許可期間

区 分	許可期間
広告板, 広告塔, アーチ広告, 屋上広告, 壁面広告, 突出し広告, 電柱広告	3年以内
上記以外の屋外広告物	60日以内

9 既存不適格広告物への対応(赤字が修正部分)

本市においては、平成11年4月1日の中核市への移行に伴い、高松市屋外広告物条例を制定し、許可基準を見直しています。

それまでの許可基準（香川県屋外広告物条例）において、適法に表示・設置されていた広告物については、その一部が「既存不適格広告物」としての取扱いとなっており、現行の屋外広告物条例に適合する広告物と同様に許可しています。

また、今回の規制対象地域や許可基準の見直しにより、新たな既存不適格広告物が発生することから、経過措置期間や許可条件を見直すとともに、屋外広告物の適正化に向けた補助制度の創設についても検討することとします。

区分	経過措置	許可期間	許可条件	補助制度
現行	永年	3年更新(適正物件と同様)	①掲出物件(支柱等)の改造不可 ②表示内容の変更可能	無
見直し(案)	6年(それ以降は違反広告物) ⇒10年	1年更新	①掲出物件(支柱等)の改造不可 ②表示内容の変更可能(ただし、 禁止地域は、同一広告主に限る。)	再検討 ⇒創設

□見直しイメージ①(経過措置期間)

区分		条例改正	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後	...
適法	⇒ 適法	許可期間(3年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	
	⇒ 既存不適格	許可期間(3年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	違反広告
規制外	⇒ 適法	周知期間(1年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	許可期間(3年)	
	⇒ 既存不適格	周知期間(1年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	許可期間(1年)	違反広告

◆見直し(素案)の内容【概要】◆

⑤ 違反広告物の減少に向けた取組の強化

⇒既存不適格広告物について、**経過措置期間を6年に設定**します。(それ以降は違反広告物として取扱います。)

参考意見(要旨)

- ・適法に設置した広告物は、改修するまで許可すべきである。
- ・耐用年数や簿価償却期間等を考慮した、経過措置期間にすべきである。
- ・土地活用として広告物を設置している土地・建物所有者にとっては、経過措置期間内の広告主の変更ができないことにより、初期投資の回収ができないことが想定されるので、その期間内は表示内容の変更を可能としてほしい。
- ・広告物の改修や撤去に関して相当の費用を要するが、厳しい経済状況下で、その費用を支払うことについては、資金調達面で現実的に不可能であり、補助制度を創設してほしい。
- ・既存の広告物については、永年使用を前提として数十年耐えうるものを設置していることから、適用するのであれば、同等の対価および撤去等の費用は、市が負担すべきである。

◆参考意見を踏まえた見直し内容(考え方)について◆

- 規制対象地域を市全域に拡大することや、許可基準の大幅な見直しにより、既存不適格となる広告物が多数発生することから、その改修・撤去に対する費用の調達期間や、広告物の耐用年数(20年)などを考慮し、**経過措置期間を10年に設定**するとともに、その改修等に対する費用についての**補助制度を創設**することとします。
- 許可条件については、土地活用として、広告物を設置している地権者等の経済的負担を考慮し、**表示内容の変更(同一広告主以外)についても許可**することとします。(ただし、禁止地域については、同一広告主に限る。)

□見直しイメージ②(許可条件)

現 状	表示内容の変更①	表示内容の変更②
<div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; text-align: center;">(株)〇〇商店</div>	<div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; text-align: center;"> 許可(同一広告主:○) (株)〇〇商店 TEL〇〇〇-〇〇〇〇 </div>	<div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; text-align: center;"> 〇〇病院 ✗ </div> <p>違反広告物(同一広告主:×) ※ただし、禁止地域に限る。</p>

10 許可申請手数料(赤字が修正部分)

許可申請手数料については、屋外広告物の種別ごとに、許可申請書の審査に係る事務手数料として定めていますが、色彩基準の導入の伴う意匠の審査や、完了報告書の義務づけに伴う完了検査等の事務手続きの増加に伴い、許可申請手数料を見直します。

見直しに当たっては、許可基準と同様に他都市(中核市)の状況を参考に設定することとします。

(1) 他都市(中核市)の状況

□算出方法・上限額の設定

■は高松市

区分	算出方法		上限額の有無		備考
	表示面積	その他	有	無	
都市数	41	0	4	37	平均上限額：54,000円

□照明装置の有無による加算

■は高松市

区分	加算の有無		加算率(照明装置：無×加算率)				
	有	無	140%	150%	160%	200%	変動
都市数	25	16	1	9	2	6	7

□許可期間

■は高松市

区分	30日	60日	90日	180日	1年	2年	3年	5年
簡易広告	28	7	4	2				
電柱広告					18	7	15	1
広告板等					2	8	30	1

□許可申請手数料(簡易広告物等)

【高松市の許可期間(3年等)での比較】

区分	はり紙	はり札	立看板	広告幕	電柱広告	7-7広告	気球広告
高松市	400円	250円	400円	550円	350円	3,000円	1,000円
他都市	700円	90円	400円	500円	700円	5,000円	2,500円

□許可申請手数料(広告板・屋上広告・壁面広告等)

【高松市の許可期間(3年等)での比較】

区分	基本(照明装置：無)	照明装置：有
高松市	表示面積30㎡(6,400円)を基本として、10㎡増減する度に1,700円加算	表示面積30㎡(8,000円)を基本として、10㎡増減する度に1,800円加算
他都市	表示面積30㎡(9,200円)を基本として、10㎡増減する度に2,800円加算	基本(照明装置：無)×150%

◆見直し(素案)の内容【概要】◆

⑤ 違反広告物の減少に向けた取組の強化

⇒他都市の状況を参考に許可申請手数料を見直します。

(2) 規制対象物件(許可申請が必要な屋外広告物)

屋外広告物の規制・誘導の見直しに伴い、規制対象物件(許可申請が必要な屋外広告物)となる広告物は、全体の39%(約13,530件)となります。また、表示面積が30㎡未満の広告物が全体の93%(約32,700件)を占めています。

□規制対象件数(見込)(見直し(案)の許可基準の場合) ※簡易広告および電柱広告除く。

区分	全体		自家用広告物		一般広告物	
	件数	%	件数	%	件数	%
全体	35,070	100.0	31,820	90.7	3,250	9.3
許可申請必要	13,530	38.6	10,280	29.3	3,250	9.3
適用除外	21,540	61.4	21,540	61.4	—	—

□表示面積別の規制対象物件数 ※簡易広告および電柱広告除く。

表示面積	全体			自家用広告物		一般広告物	
	件数	%	Σ%	件数	%	件数	%
1㎡未満	8,564	24.4	24.4	適用除外	8	558	1.6
1㎡以上～5㎡未満	15,153	43.2	67.6	13,530(予定)	38.6	1,619	4.6
5㎡以上～10㎡未満	4,194	12.0	79.6	3,516	10.0	678	2.0
10㎡以上～20㎡未満	3,412	9.7	89.3	3,134	8.9	278	0.8
20㎡以上～30㎡未満	1,440	4.1	93.4	1,380	3.9	60	0.2
30㎡以上～40㎡未満	450	1.3	94.7	431	1.2	19	0.1
40㎡以上～50㎡未満	497	1.4	96.1	481	1.4	16	0.0
50㎡以上～60㎡未満	255	0.7	96.8	249	0.7	6	0.0
60㎡以上～70㎡未満	221	0.6	97.4	215	0.6	6	0.0
70㎡以上～80㎡未満	223	0.6	98.0	222	0.6	1	0.0
80㎡以上～90㎡未満	193	0.6	98.6	191	0.6	2	0.0
90㎡以上～100㎡未満	201	0.6	99.2	198	0.6	3	0.0
100㎡以上	267	0.8	100.0	263	0.8	4	0.0
計	35,070	100.0		2,250	90.7	3,250	9.3

※適用除外(予定)については、敷地単位での判断に見直すため見込み

参考意見（要旨）

- ・美しいまちづくりには賛成するが、今後、人口減少および経済の縮小が加速していく地方都市において、経済活動を制限する規制は、より慎重に行ってほしい。また、経済的負担を強いる施策は、苦しんでいる企業の財産を奪い、経済活動を阻害するものである。
- ・完了報告書の義務付けによる手数料が値上がりしないよう検討してほしい。

◆参考意見を踏まえた見直し内容（考え方）について◆

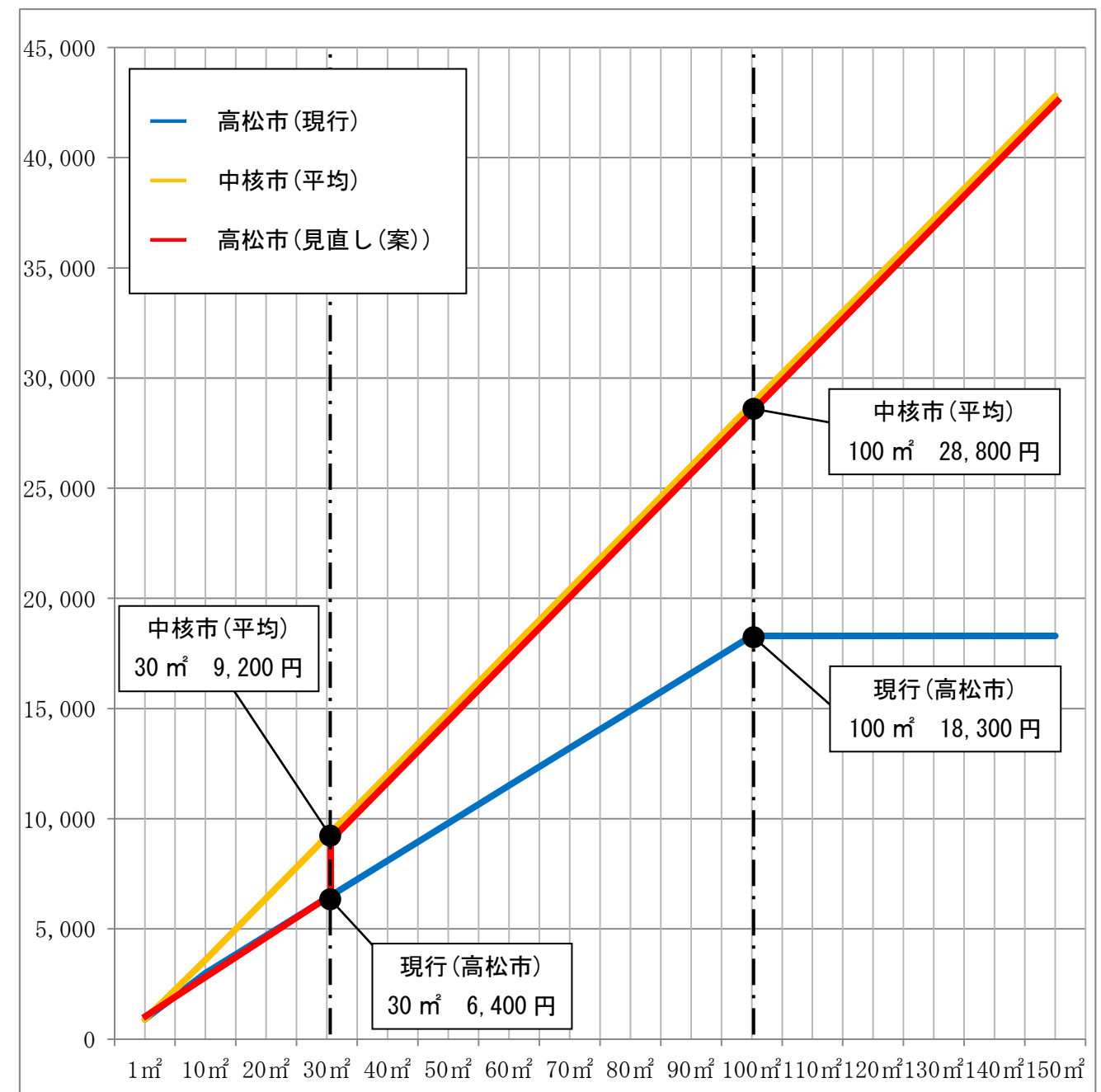
□許可基準と同様に、広告板等（表示面積別に許可申請手数料を設定）の許可申請手数料について、他都市（中核市）の許可申請手数料を参考に見直し、上減額を撤廃することとします。
 ただし、屋外広告物のうち約9割の広告物が表示面積30㎡未満であることを踏まえ、30㎡未満の広告物（広告板等）および簡易広告物等については、現行の許可申請手数料とします。

照明装置がない場合				照明装置を有する場合
基本面積	基本金額	加算面積	加算額	
30㎡	<u>9,200円</u>	10㎡	<u>2,800円</u>	<u>照明装置が無い場合×150%</u>

□許可申請手数料

区分	現行(高松市)		中核市(平均)		
	照明装置：無	照明装置：有	照明装置：無	照明装置：有	
簡易広告物等	はり紙(100枚)	400	700		
	はり札(1枚)	250	90		
	立看板	400	400		
	広告幕	550	—	500	—
	電柱広告	350		700	
	アーチ広告	3,000		5,000	
	気球広告	1,000		2,500	
広告板等 (表示面積別に 手数料額を設定)	1㎡未満	900	1,500	900	照明装置：無 × 150%
	1㎡以上～5㎡未満	1,200	2,500	1,000	
	5㎡以上～10㎡未満	1,700	3,000	2,400	
	10㎡以上～20㎡未満	3,000	4,400	3,600	
	20㎡以上～30㎡未満	4,700	6,200	6,400	
	30㎡以上～40㎡未満	6,400	8,000	9,200	
	40㎡以上～50㎡未満	8,100	9,800	12,000	
	50㎡以上～60㎡未満	9,800	11,600	14,800	
	60㎡以上～70㎡未満	11,500	13,400	17,600	
	70㎡以上～80㎡未満	13,200	15,200	20,400	
	80㎡以上～90㎡未満	14,900	17,000	23,200	
	90㎡以上～100㎡未満	16,600	18,800	26,000	
	100㎡以上	18,300	20,600	28,800	

□許可申請手数料（グラフ） 広告板等（照明装置がない場合）



第7章 屋外広告物の適正化に向けた取組

1 既存不適格広告物改修等補助制度の創設【新規】

既存不適格広告物の改修や除去に対する補助制度の創設については、その導入により、適法な広告物への促進が図られる可能性があります。導入による良好な景観の形成に及ぼす影響など、他都市での導入状況や、その効果等を十分に勘案し、慎重に検討することとします。

(1) 他都市（都道府県・政令市・中核市）の状況

他都市（都道府県、政令市、中核市（全108都市））のうち、11都市において、その撤去・改修等に対する補助制度を創設し、適法な広告物の表示・設置に取り組んでいます。

□他都市の状況

■：最大値 □：平均値 中核市

区分	対象物件		対象行為		対象地域			補助率 (%)	補助限度額 (千円)	経過措置期間 (年)	補助対象期間 (年)
	既存不適格	違反広告	改修	撤去	全域	一部地域					
						重点地域	禁止地域				
1 富山県(都)	○		○	○		○		50%	2,000	10	10
2 石川県(都)	○			○		○		50%	500	5	5
3 奈良県(都)	○		○	○		○	○	100%	1,000	-	-
4 長崎県(都)	○		○	○		○		40%	400	3	3
5 熊本県(都)	○		○	○			○	66%	2,000	7	7
6 神戸市(政)	○		○	○		○		33%	1,000	-	-
7 富山市(中)	○		○	○	○			33%	200	10	3
8 金沢市(中)	○			○	○			50%	500	6	6
		○						50%	250	6	6
9 長野市(中)	○		○	○	○			33%	300	5	5
10 奈良市(中)	○			○		○		50%	500	-	-
11 松山市(中)	○			○		○		50%	500	-	-
計 11都市	11	1	7	11	3	7	2				

※経過措置期間・補助期間欄の『-』は、現行の本市同様の取扱いとなっています。(永年許可)

他都市の補助制度（まとめ）

- ・良好な景観形成を進める上で、**重要な地域ほど、補助率・補助限度額を手厚く**しています。
※特に、新たに**禁止地域に指定した地域**については、撤去に対して**100%補助**している都市も見受けられます。
- ・**補助対象期間**については、**経過措置期間と同一**の都市が大半を占めています。
- ・金沢市については、適正な広告物の表示・設置に向け、違反広告物に対しても補助しています。

(2) 補助対象となる既存不適格広告物の件数

□規制対象物件（件数）

区分	全体		自家用広告物		一般広告物	
	件数	%	件数	%	件数	%
市全域	35,070	100.0	31,820	90.7	3,250	9.3
規制対象	13,530	38.6	10,280	29.3	3,250	9.3
既存不適格	670	1.9	460	1.3	210	0.6
基準不適合（改修・撤去）	630	1.7	440	1.2	190	0.5
禁止地域（撤去）※1	40	0.2	20	0.1	20	0.1
適用除外	29,570	84.3	29,570	84.3	-	-

※1…栗林公園から眺望される広告物および主要交差点内の一般広告物

◆高松市既存不適格広告物改修等補助制度（案）について◆

本市においては、「美しいまちづくり基本計画」に定める目標の実現に向け、規制対象地域を市全域に拡大することや、許可基準の見直し、色彩基準の導入等、これまでの規制・誘導内容から大幅な見直しをすることにより、多数の既存不適格となる広告物が発生します。

市民・事業者からの御意見や他都市の状況等を踏まえ、**既存不適格となる広告物に対し、他都市と比較しても手厚い補助制度を創設**し、その適正化に向けた取組を強化することとします。

◆◆補助制度の考え方◆◆

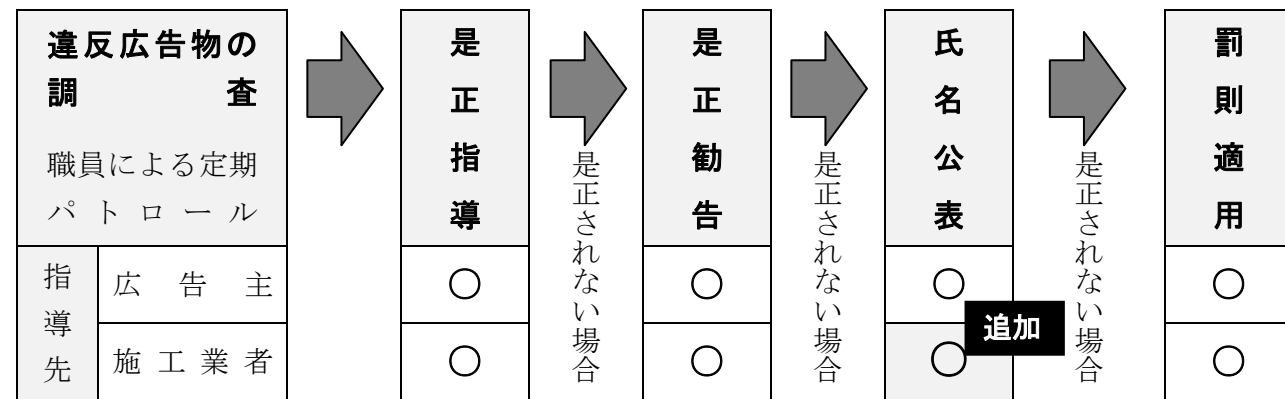
- 基準不適合となる広告物**については、改修・撤去に対する**費用の一部（限度額：有）を補助**することとします。
- 新たに禁止地域に指定**する「主要交差点」や「栗林公園から眺望される広告物」については、良好な景観形成を図る重要な地域であることから、**早期に撤去する場合には、その費用の全部（限度額：有）を補助**することとします。
- 補助率や補助限度額については、実情を踏まえ、改修や撤去に必要な費用等を十分に精査した上で、慎重に設定することとします。

2 是正指導事務の見直し(是正指導事務処理要綱(仮称)の策定)

定期的なパトロール等の実施により、許可基準に不適合や許可申請が未提出の「違反広告物」については、その「広告主」や「施工業者」に対して、文書や電話での是正指導を行っています。

これまでの是正指導では、「広告主」が屋外広告物条例に違反していることを知らないことや、是正指導に従わない「施工業者」も見受けられることから、特に違反を繰り返す施工業者や広告主に対し、厳格な是正指導を実施するため、「是正指導事務処理要綱(仮称)」を策定するとともに、新たに悪質な施工業者の氏名公表制度を導入することとします。

□是正指導フロー



是正指導事務処理要綱(仮称)による厳格な対応

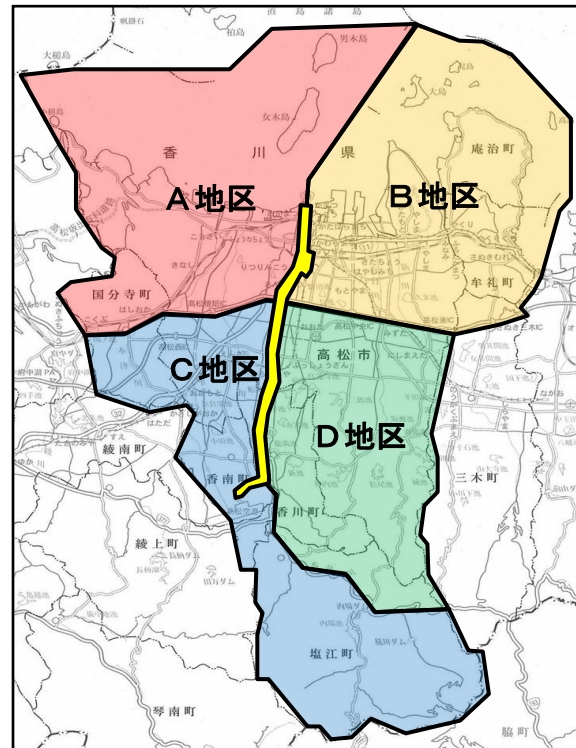
是正指導調査計画(仮称)(案)について

調査計画を策定し、市全域の違反広告物を計画的に把握し、厳格な是正指導を実施します。

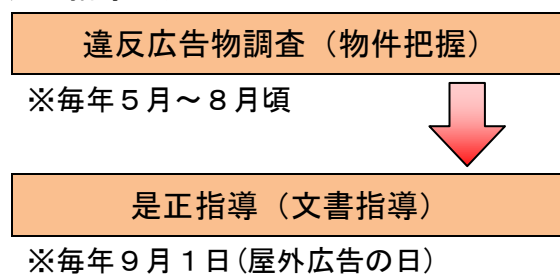
□調査計画(案)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	H31
A地区	○				○	
B地区		○				○
C地区			○			
D地区				○		
重点	○	○	○	○	○	○

□位置図



□是正指導スケジュール



◆見直し(素案)の内容【概要】◆

⑤ 違反広告物の減少に向けた取組の強化

⇒違反広告物(許可申請書の未提出や許可基準に不適合な広告物)に対する**厳格な是正指導を実施**します。(悪質な施工業者に対する、氏名公表制度を導入します。)

参考意見(要旨)

- ・実行性のある是正指導を実施することに賛成するが、その**実施方法を明確にしてほしい。**
- ・高松市は特に違反広告物(特に交差点)が多いと思われるので、**違反した業者には、業務停止ぐらいの罰則を適用するべきである。**

◆参考意見を踏まえた見直し内容(考え方)について◆

- 厳格な是正指導を実施するために、**是正指導事務処理要綱(仮称)**を策定します。
- 是正指導や是正勧告に従わない悪質な広告主や施工業者に対して、**氏名公表等の措置を実施する際の明確な判断基準を検討するとともに、計画的な違反広告物を把握するために、是正指導調査計画(仮称)を策定**します。

3 継続的な周知啓発

屋外広告物のルールに関する周知啓発の拡充を図るため、市民・事業者を対象に、毎年、説明会を開催するとともに、許可申請書の提出が必要な広告主に対して、屋外広告物条例の適合状況(許可申請書の提出状況等)の一覧を送付することにより、認知度の向上に努めることとします。

4 表彰制度(美しいまちづくり賞)

美しいまちづくり貢献している建築物や屋外広告物と、美しいまちづくりに関し、その功績が特に顕著であると認められる団体等を「高松市美しいまちづくり賞」として表彰しています。

今後も、美しいまちづくり賞の一環として、高松のまちの顔となり、良好な景観の形成に重要な要素となる優れた「屋外広告物」について表彰することで、景観に関する市民・広告主・屋外広告物事業者の意識を高め、良好な景観の保全と創造を図っていくこととします。

5 屋外広告物デザインガイドライン(仮称)の策定【新規】

屋外広告物条例の規制対象となる広告物については、より周辺の景観と調和した広告物となるよう、許可基準の解説や配慮事項等を定め、広告主や施工業者が広告物の設置を検討する際の参考例・工夫例として活用できる「高松市屋外広告物デザインガイドライン(仮称)」を策定することとします。

第8章 今後のスケジュール（案）

